

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和5年6月27日（火）午前9時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久保史睦君	副委員長	山口仁美君
委員	野村和人君	委員	竹下智行君
委員	川窪幸治君	委員	阿多己清君
委員	前川原正人君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	松枝正浩君	議員	宮田竜二君
----	-------	----	-------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	有村和浩君	企画部長	出口竜也君
健康増進課長	鮫島真奈美君	地域政策課長	宮永幸一君
すこやか保健センター所長	種子島進矢君	健康増進課主幹	上小園貴子君
地域政策課主幹	横山雅春君	すこやか保健センター地域保健第2G長	坂口晃子君
すこやか保健センター地域保健第2G主査	小島ひとみ君	健康増進課保健予防G主事	久米和斗君
福山総合支所長	山元幸治君	福山地域振興課主幹	稲留真智子君
福山地域振興課地域振興・教育主任主事	宇都幸雄君		
教育部長	池田宏幸君	学校教育課長	阿多石英樹君
学校教育課課長補佐	尾崎裕樹君	教育総務課長	林元義文君
学校給食課長	西溜和幸君	隼人学校給食センター所長	平嶺秀子君
霧島学校給食センター所長	長瀬広和君	教育総務課主幹	徳田章君
学校給食課主幹	竹下裕一郎君	学校教育課学事G長	住吉康賢君
学校教育課管理事務G長	永松一郎君	隼人学校給食センターサブリーダー	下平熊健君
教育総務課教育政策G主査	今村麗子君	学校教育課学事G主任主事	加治屋佑樹君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

霧島市教職員組合霧島地域協議会 霧島地域協議会 書記長 池上孝子君
霧島市の健やかな産前産後を守る会 代表 西川純子君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第 37 号：霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 45 号：財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）

議案第 46 号：財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）

陳情第 3 号：義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第 4 号：産後ケア事業の適正化を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

○委員長（久保史睦君）

ただいまより文教厚生常任委員会を開会いたします。本日は、去る6月20日に本委員会に付託されました、議案3件及び陳情2件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。陳情者入室のためここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時02分」

「再開 午前10時02分」

△ 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第3号、義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、審査に入ります。本日は、陳情者である鹿児島県教職員組合霧島地域協議会書記長池上孝子様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（池上孝子君）

本日は、このような場をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。私は今、御紹介ありましたが、鹿児島県教職員組合、霧島地域協議会の書記長をしております、池上孝子と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。早速であります。今回提出させていただきました陳情の趣旨説明を簡単に述べさせていただきます。陳情書にも書きましたが、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や、担任、教科担任の未配置など、解決すべき課題が山積しております。資料1におきましては、厚生労働省が出しております資料ですが、貧困率の状況について示されたものです。表の11にも示されていますように、子どもの貧困率は、直近では多少減ってはきていますが、それでも7人に1人という現状です。次に、いじめ、不登校の実態です。資料2を御覧ください。これは鹿児島県教育委員会が出した資料です。いじめの問題におきましても、不登校の問題におきましても、どちらも増加傾向にあります。不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、原因もそれぞれです。また、子どもの中には人間関係で悩み苦しんでいる子どもたちもいます。私は、現在、霧島市の中学校に勤務しております。同僚の先生方は毎日、時間外まで教材研究や部活動指導、そして生徒の相談や保護者への対応と、日々忙しく勤務されております。今、教職員の働き方改革が叫ばれております。文科省が2019年に公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを作成し、それに伴い、鹿児島県教育委員会も、学校における業務改善アクションプランを、2019年から2021年の3年間を目標として策定いたしました。そして、霧島市教育委員会も、資料3のほうにありますように、業務量の適切な管理に関する方針を策定しております。この中で、月の勤務時間以外の在校時間等が40時間を超えない。そして年間でも360時間を超えないという上限方針が出されています。ただ現状としてはとても厳しく、月40時間を超える先生方が多くいらっしゃいます。先日、新聞記事であります。朝日新聞でこういう記事がありました。6月21日の記事です。新任教諭、増える退職、目立つ精神疾患、09年度以降で最多という記事がありました。この中で、文科省の調査では、1年以内に辞めた新任教諭の数は増加傾向にあり、最新の2021年度分では

最多であると書かれています。記事によると、文科省は、新任教諭の退職増の原因ははっきりしないとしつつ、若手の精神疾患が増えているとして、増加する不登校への対応など業務が複雑化、困難化しているうえ、近年ベテラン層が大量退職するのと入れ替える形で若手が増え、支援が不十分になっている可能性があるとして分析すると書かれていました。私が務める学校も、多くの先生が放課後、部活動指導をされています。生徒下校を見送った後、その日の事務作業や明日の授業準備、欠席者への電話などされています。私も、退勤時刻が19時半になることもあります。全体的な業務量を減らさないこの課題は解決しないと思います。ただし、業務量を現段階で減らすというのは非常に厳しく、そうなると解決策としては定数改善になっていくのではないかと思います。この間、私たち教職員組合も定数改善について毎年お願いをしてまいりました。しかしなかなか変わっていないのが現状です。やっと小学校の1クラスの定数が40人から35人に、5年間かけて段階的に引下げられることになっています。しかし、中学校は40人という定数です。支援学級の生徒を入れると40人を超えるという人数になっていきます。そうなると、教室も窮屈ですし、棚も足りません。またここ最近、支援学級の増加に伴い教室が足りないという状況も出ています。義務教育費国庫負担制度の負担率を堅持することによって、霧島市の財源を確保し、子どもの豊かな学びを保障するためにも、子どもの貧困の解消や教育予算の充実、そして教育環境の整備や霧島市独自の定数改善に取り組めるのではないかと考えています。よって、義務教育費国庫負担制度の負担率の堅持を2024年度政府予算編成において、今述べたことが実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（久保史睦君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（山口仁美君）

私も小学生、中学生の子どもがおりまして、高校生とか大学生もいるんですけど、先生方の丁寧な関わりというのは、非常にいつも助けられている立場であります。今、ちょっと定数の話が出たんですけども、本市内においては、大きな学校、それから小さな学校、いろいろあります。大半が小さな学校が多いかなと思うんですけども、こういった定数の話というのは、大体、大規模な学校において中心的な話題になっているのでしょうか。

○陳情者（池上孝子君）

大規模校もですが、小規模校におきましても、複式学級等もありますが、複式学級等の1クラスの人数が16人を超えないと2クラスにならないということになります。もし、その人数がちょっと減らされると、小規模校でも単学級が出来ていくということになりますので、やはり複式学級のいいところもあると思うんですけども、やはり、単学級で45分授業を進めていったほうがメリットがあるのではないかなというふうに思いますので、もう少しその複式学級の定数を減らすということも考えられるのではないかなというふうに思います。大規模校においても、今言いましたように、中学校は40人という定数です。非常に教室も、もうきゅうきゅうですし、一人一人に担任の先生や教科担任の先生が関わっていくというのも非常に大変です。ですと、もう少し1学級の人数を減らすと、教科指導においても学級担任の事務においても、少し余裕が出てくるのではないかなというふうに思いますので、大規模校においても小規模校においても、この定数改善というのは求められるものではないかなというふうに考えております。

○副委員長（山口仁美君）

今お聴きをしたのが、やはりそのクラスの数であったり学校の規模であったり、それから子どもの人数、1クラス当たりの人数であったりといったもののバランスが非常に、例えば過密なところは非常に集中していて先生方にも負担が大きくなり、一つのクラスに40名以上と、私の子どもの学校もそうなんですけれども、非常に窮屈な中でストレスを抱えて勉強しているように思えるときがあります。一方で小さい学校であると、逆に学ぶべき内容がなかなか学べなかったりといったことというのがあろうと思うんですけども、学校の規模の適正化とこの定数改善の話というのは、非

常に密接な関係があるのかなというふうに思うんですけども、そういった話ってというのは、こういった陳情つくられたときには出てこないんでしょうか。

○陳情者（池上孝子君）

学校規模と定数ということですよ。質問ができないのであれなんですけれども。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時12分」

「再開 午前10時13分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○陳情者（池上孝子君）

統廃合はまた話は別になると思うんですけども、小さい学校やはり小さい学校でメリットがあると思いますし、やはり地域に学校があるっていうのは私はすごく大切ではないかなというふうに思います。そうなったときに、やはりおっしゃるように、定数が少なくなっていけば学級数ももちろん増えていきますし、教室も足りなくなってくるし、そうなった時には学校を分けて、もう少し小規模なところにしたほうがいいのではないかなというふうには思います。が、そうするとまた予算に関わることもなってきますので、まだ私どもとしては、そこまではちょっと考えていません。ただ、今考えているのは、要求しているのは、とにかく1クラスの人数を減らしていったほうがいいのではないかなという考えの下でやっております。よろしかったでしょうか。

○委員（前川原正人君）

陳情第3号の件で、二、三お聴きをしておきたいと思うんですが、今回の陳情というのは、義務教育の国庫負担を堅持をするんだと。そのためには、教育の機会均等と水準の向上が目的なんだと。この歴史的背景を見ても、昭和60年にですね、調べていくと国の財政状況を理由として一般財源化された背景があります。もう一つは、ちょうど2006年ですか。平成18年になりますけど、三位一体改革で義務教育国庫負担法がこれまで2分の1だったのが3分の1になったという歴史的な背景があるわけですけど、今回の陳情というのは、今のままを堅持をしてくださいよという、そこだけに特化した内容ということで理解してよろしいですか。

○陳情者（池上孝子君）

はい、堅持していただきたいということで、今回は陳情いたしました。今後は、引上げも視野に陳情を考えていきたいというふうに思っておりますが、今回に限っては、堅持ということでお願いしたいということで陳情いたしました。

○委員（前川原正人君）

現実、市町村段階でできることとできないこと。確かに、例えば義務教育の国庫負担というのは、例えば学校の建設費だったり、その延長線では給特法ですね。給与特別措置法。これがいわゆる働かせ放題の法律だと。これも、先日の5月6日の新聞紙上等でも尾木先生がこんな感じでやられたんですけど、やはりこういうのも視野に入れて、教員が足りないということも含めた形での、今後の展開というのはあり得るという、そういう理解でよろしいんですね。

○陳情者（池上孝子君）

はい、そういうことでお願いしたいというふうに思っています。

○委員（竹下智行君）

独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるというふうに記載されてるんですけども、具体的に池上様のほうが知ってらっしゃる自治体等があれば、県内にあるのか、また県内にないとしたら県外にどういった所があるのか教えていただければと思います。

○陳情者（池上孝子君）

今ちょっとその資料を持ち合わせておりません。すみません。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。それではないようですので、以上で、陳情第3号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩をいたします。

「休憩 午前10時18分」

「再開 午前10時23分」

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、以上で、陳情第3号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩をいたします。

「休憩 午前10時37分」

「再開 午前10時40分」

△ 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第3号、義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について審査をします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

陳情第3号についての見解を説明します。令和3年3月31日に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が可決成立し、小学校の2年生以上の学級編制の標準を5年間かけて計画的に40人から35人に引き下げることが決定しました。現在、小学5年生以上の学年では、40人学級編制となっていますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うため、学級規模等に応じて指導方法工夫改善加配や小学校専科指導加配、児童生徒支援加配が配置されています。義務教育費の国庫負担制度拡充に関しては、三位一体改革の一環として、国の負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられた一方、国と地方の税制を見直し、税源移譲がなされました。県費負担教職員の人件費は、鹿児島県の所掌事務であり、本市単独の教員増加措置は困難であり、国の責任において人件費を確保してもらうため、負担割合を増やすことは大変重要であると考えています。今後も、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、本来、地方固有の財源である地方交付税制度によらず、国独自の財源において財源的配慮がなされ、一層、教育体制の充実を図ることができるよう期待しているところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑にはいります。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

三位一体改革の一環で、2分の1から3分の1にこの国庫負担が引下げられたということになりますけれども、提出者でないからちょっと答えにくいところもあるのかもしれませんが、以前は2分の1を堅持するという内容のタイトルだったんです。ここ数年前から、3分の1の現在の負担率を堅持するというような内容に今、変わってきているんですけれども、3分の1が危ういという状況なのか、ちょっと現状をお知らせいただけませんか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

国のほうで国庫負担率が見直されてという形で、2分の1が3分の1に下がってしまったという

形だと思います。やはり多ければ多いほど地方財政としては非常に助かるのかなという感じはすると思うんですけども、この状態がずっと続いている状況もありますし、いろんな予算関係の状況を見たときに、今のこのGIGAスクールであるとか、結構教育にかかっているお金は結構大きくなってきているのかなという感じがします。その中で、国のほうも何とか3分の1を維持しているという状況ではあって、その状況が今苦しいのかどうなのかということはなかなか詳しくはですね、私みたいなものはちょっと分からないんですけども、願いとしてはやはり少なくとも3分の1を堅持していただきたいという思いが強いのかなという感じはします。せめてですね。これがさらに4分の1とかなってくれば、どんどんどんどん苦しくなってくると思いますので、この教員が不足している状況であるとか、教員が足りない状況の中で学校の業務改善を進めていかなければいけない中ですね、せめてそこについて、やはり国のほうで見ていただければなという思いは持っているところで。なかなか答えになって申し訳ないですけども、お願いいたします。

○教育部長（池田宏幸君）

そもそも論の話なんですけれども、三位一体改革は結局、補助率を見直したりした上で、今度は地方の権限強化をしたわけですね。なので、今、鹿児島県がどう考えるかというのもあると思うんですけども、実はその加配とかそういうものを県が独自でやっているものについては、県の権限で置かないこともできるようになるわけですから、権限強化としてですね。なので、財源が3分の1はあって、あとその地方交付税措置をされているということは、これは色はついてないお金なわけですね。地方交付税については色はついてないわけですから、例えば、教員の人数を何人見ているかが、その中で配分のための計算式として見てはいますけれども、それをそのために使わないといけないということはないと。例えば市町村でいうと、市民税を何に使うかはその市の考えであって、市民税を教育費に使わないといけないというルールはないわけですね。目的税ではないので。地方交付税自体が、そもそも地方の財源、国が一括して徴収する地方税ですから、地方交付税を教育のために使わないといけないというルールは全くなくて、何に使ってもいいわけですね。一方、補助率はもう3分の1になっているわけですから、あとの3分の2つぎ足す部分をどれだけつぎ足すかというのは県の判断になりますので、そういう意味で、権限が強化された部分で、教育以外の部分が重要だというふうに判断をされると、配置を減らすとかいうような、あるいは、正規職員ではない職員で賄っていくとかですね、そういうような経費を削減する工夫とか、そういうものをなされるおそれは十分にあるかと思っています。

○委員（前川原正人君）

先ほどですね、陳情者のほうから状況等を聴き、そして現場にいる先生ですので、それを見てとれるような形での話もあったわけなんですけど、いわゆる、今、部長がおっしゃったように、一般財源化が進んだのが、1985年、昭和60年に始まったわけですね。その後、平成18年に三位一体の改革で、地方の権限を地方の権限といいますか、三位一体改革で削減がされてきたという、そういう背景があるわけなんですけども、交付税のという点でいけば、霧島市も一般財源化による財源措置というのはあるわけなので、逆に言えば、市町村の裁量で教育費を増やすことだって可能だという論法にもなり得ると思うんですが、そういうような理解でよろしいんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

本市の財政の状況について教育部が単独でお話をする状況ではございません。本市においては、様々な部門に適切に一般財源が配分されているというふうに考えておりますので、教育部についても、当然、適切な予算措置がなされているというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

そう答えられざるを得ないとは分かっていますが、要はその今回の陳情書は、今の3分の1を堅持をしてくれよと。今後の課題として、給特法の改善だったりとか、学校職員の配置の問題とか、環境整備をやっていただきたいというのが陳情者からもありました。そこで、お聴きをしておきたいのは、今現在の市町村でできることはやはり限界があるわけですね。最終的には文科省、財務省、

そして鹿児島県、そしてその上で、限られた配分の中で市町村が判断していったということにならざるを得ないんですけれども、現状を見たときに、今の先生たちの、いわゆるこの霧島市の教育委員会が出している業務量の適切な管理に関する方針が出てると思うんですけれども、この中で、1年間の在校等時間の総時間から、条例で定められている勤務時間の総時間を減じた時間が360時間以内を超えたら駄目だと。週40時間を超えたら駄目なんだという一つの規定があるわけなんですけれども、教育委員会としてどのような、ここを改善するための努力をされていらっしゃるのか。それは各学校長の判断に委ねるといえばそこまでなんですけれども、教育をつかさどる教育委員会の中心として、センターとして、どのような取組をされてきたのか、またいくのか、お聴かせいただければと思います。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

最初、関係した数字を述べたいと思います。月45時間以上の勤務者という形ですね、一つの目安、超勤の目安だと思いますけれども、これが、昨年度の4月です。4月は小学校のほうが、45時間以上超えるものが41%でした。これが令和5年の4月ですね。本年度の4月になりますと、これが小学校34%です。ですから言えば、7%減らすことができた。中学校のほうですけれども、昨年度が、4月の時点で50%でした。これが今年度の令和5年の4月で44%。6%削減ができたということ。これはもちろん学校ですね、一つ一つの業務改善の取組の成果だと思っています。それから、委員会としてもできること、いろんな研修会を合体させたりとかですね、または精選したりとかいうことも行ってきました。それから、文書等についてもいろいろ依頼文書が学校に対する依頼文書がどうしても多いですので、これも国から県からおりてくるものを、どうしても学校に回さなければいけないものもあるんですが、ただ委員会の中である程度精査できるものについては精査して、学校への依頼を抑えるとかですね、そういった工夫もしてまいりました。あと、部活動、特に中学校なんかは部活動関係で超勤に結びついてる部分が多いもんですから、そういったものについての部活動の規定をしっかりとまた周知して、繰り返しこれも地味な作業ではあるんですけども、繰り返し繰り返しして、土日の休み、週1回の休み、それから平日の1回の休み、そういったことについても徹底してもらえる形になってきたと。それから一つはコロナ禍で、試合数なんかも減ってきたこともありました。ただ今後、そういったことがまたコロナが明けて増えてきますので、そこについては、やはりせっかく下がってきたもの、整理されたものをまた、ただ子どもたちの活躍も見たいという思いもありますけれども、そこをうまく業務改善と抱き合わせながら対応していくことが必要なのかなと思っています。先生方一生懸命頑張ってくれてますので、そこを委員会としても、なかなか大きな変化って難しいんですけれども、市のほうからもいろんなマンパワーもいただけてますので、そういったことも活用しながら引き続き対応していく必要があるかなと思っています。

○副委員長（山口仁美君）

毎年、こういった陳情が上がってくるわけなんですけれども、今回の陳情の趣旨の中身、目的としては、負担割合の堅持ということではあるんですけれども、内容を読みますと、やはり例年と同じく、教育の機会均等ということで、学校の子どもの人数定数を少なくしたりとか、それから先ほど質疑の中でですね、小規模の学校の話とかも出てきていて、これ堅持するだけではなかなかかなわないところなのかなと思うところではあるんですけれども、市の考えとしても、やはり大規模校も小規模校も両方抱えているのが本市の特徴ではあるので、ここの費用の在り方、国庫負担の在り方というのが、やはりきめ細やかで、しっかりした教育をつくり出すことができるような金額であったら助かるというのが本音なのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（池田宏幸君）

教職員の配置も含めてですね、義務教育ですので、小中学校の教員については基本的にはもう県が配置をすることですのでございます。先ほど、御質問にあったように、35校の学校のうちで、国が言う標準規模を超えている学校というのは10校しかなくて、25校は小規模ということになります。

そういう中で、当然ながら小規模の学校になればなるほど、人数、数字的な処理をすると、1人当たり多くの先生方が配置をされるというような状況になってくるわけで、当然、施設の管理費もかかってくるということはあるわけでございますので、当然ながら、国庫補助でしっかりと措置をさせていただいて、適正な、適切な人員配置、それから施設整備等についてもですね、適切な財源措置をしていただくことが、市にとってもありがたいことだというふうに考えております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[[なし]]という声あり]

よろしいでしょうか。それではないようですので、以上で、陳情第3号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時44分」

△ 議案第37号 霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第37号、霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第37号、霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の6ページをお開きください。霧島市乗合自動車運送事業について、持続可能な地域公共交通を構築するため、霧島市地域公共交通計画に基づき、運賃の見直し等を行うことから、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、福山総合支所長が説明しますので、御審査よろしくお願ひします。

○福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長（山元幸治君）

議案第37号の霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の6ページをお開きください。福山地域においては、昭和61年に比曾木野地区において民間バスの路線廃止撤退を受け、福山町乗合自動車運送事業として市町村運営有償運送を行い、平成20年からは佳例川地区においても、スクールバスと併用して一般の方々も利用できる運用形態として、道路運送法第79条に基づき、市の運営による自家用有償旅客運送事業を実施しております。この度、霧島市地域公共交通計画に明示されております「持続可能な地域交通を目指す」ため、ふれあいバス、デマンド交通の運賃の見直しを実施するに当たり、霧島市乗合自動車運送事業においても、現行定額運賃150円を200円に、小学生及び身体障害者等80円を100円に改正しようとするものです。また、第4条については、自家用有償旅客運送事業は登録制であり、登録に係る申請は法に定める拒否事由に該当しない限り認められるものであり、許可制とは異なるため、文言を整理しようとするものです。次に、第5条については、運賃改正のほか、身体障害者等の定義に関連して、ふれあいバス、デマンド交通及び本市の他の公の施設において、身体障害者、知的障害者に加えて精神障害者も料金減免対象としていることから、「精神障害者福祉手帳を受けている者及びその付添い人1人」の文言を追加するとともに、引用条文等の整理を行うものです。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

基本的なところをちょっと教えてください。スクールバス数と併用して一般客も乗れる運行状況のようなんですけれども、まず、学校が主と見ていいのか、そこらの割合というか、そういうのは

いかがなんでしょうか。一般的に見て、企画部関係かなとも認識したところもあってですね、何で教育委員会なんだろうかというのが一つあったもんですから、スタート時点のことになるのかもしれませんが、ちょっとそこらの経緯等をお知らせください。

○企画部地域政策課長（宮永幸一君）

今の答弁につきましては、先ほど、福山の総合支所長のほうからも説明がございましたように、この経緯としましては、昭和、福山町の時代からですね、スクールバスが走っていたという経緯がございまして、それで、一般の方々も利用できる運行形態として、市の運営による自家用有償旅客運送事業という形で実施している経緯がございまして。

○福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長（山元幸治君）

バスの割合としましては、スクールバスのほうが主でありまして、それに便乗して一般の方も乗られるという形態になっております。

○委員（前川原正人君）

あとですね、お聴きしておきたいのは、私は今回の議案が出る前に支所のほうには、事前に情報提供をし、そして様々議論といいますか、打合せといいますか、お互いに共通の認識を図るためにちょっとだけ、ちょっとだけでしたけど、議論した経過があるんですけど、この平成20年2月の議事録、これを見てみますと、比曾木野地区がこの当時ですね、144人中82人が利用をしていました。そして、うち小学生が8人、中学生が2人利用。佳例川地区が424人中216人、50.94%が利用して、そのうち小学生が10人、中学生が6人利用していますという、これは平成20年の当時の最終本会議の委員長報告のところで、議事録で明らかにされているわけですけど、今の現状から見た場合には、どうなんですか。この、数値的に佳例川地区及び比曾木野地区の今の現状というのは、どのような状況なのか、お示しいただけますか。

○福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長（山元幸治君）

佳例川地区の現在の人口が225人、平成20年当時の4月1日が前川原議員がちょっと持っている資料とはちょっと違うんですけど、426人と。現在、マイナス201人。人口でですね。比曾木野地区が、平成20年4月1日が145人、令和5年5月1日現在が66人と、マイナス79人となっている状況です。人口といたしましてはですね。スクールバスの利用の生徒なんですけど、平成22年度スクールバスの利用生徒は、小学生が22人、中学生が7人、合計29人、令和5年度のスクールバスの利用の生徒は小学生が現在8人、中学生が9人、合計で17名となっております。

○委員（前川原正人君）

確かに合併をしてですね、月日がたって、もう既にもう18年が経過をしているわけですけども、それから見ますと、当然その人口減も相当な勢いで進んできたというのが実情だと思います。そういう中で、今回、料金が、いわゆる大人で、中学生以上で、率にして33.3%、小学生以下で25%ほど料金が改定になるわけですけども、やはりそういうこの議論の過程というのがあったと思うんですね。同じ旧町でやっていた施策を、新しい霧島市に、新しいまち霧島市に1市6町が合併をして、そして、同じこの枠の中で、同じ施策をしなければならぬというのは理解をするところなんですけど、要は、何で今頃こういうことが出てくるんだというのが、一つの不思議です。本来であれば、合併当時に言われたのが頭にやはり残ってるんですけど、合併すれば、サービスはよくなって、負担はまだ減るんだと。軽くなるんだというのが散々言われたわけですね。されど、されどという言い方はおかしいですけど、33.3%値上げ、子どもさんにしてみれば25%値上げになるわけですけど、そういう今までのこの議論の過程というのがですね、私たちには見えないわけですね。整合性を図るという点では理解できるんですが、何回も申し上げますように。これまでの経過、議論の過程というのはどうだったんですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）。

今御質問がありました、まず今回の議案に関係いたします有償運送の部分ですね。市運営の自家用有償運送の部分と、先般、全員協議会の中でも説明させていただきましたが、今回ふれあいバス、

デマンド交通、併せて、運賃のほぼ大人150円から200円に値上げをするということで考えております。この件につきましてははですね、昨年度、本年3月に策定いたしました、霧島市地域公共交通計画の中でですね、運賃の値上げについて、もう明記をしております。また、交通計画の策定に当たりましては、市の地域公共交通会議、昨年度、会議をほぼ6回開催いたしまして、運賃の改定も含めまして、バス事業者の方でありますとか、各種関係団体の方々等の御意見も踏まえながら決定をしたというような経緯がございます。また、補足になりますが、今回、運賃のほう、子どものほうも80円から100円に値上げというような形になりますが、小学校、中学校、いわゆる登下校で活用されていらっしゃる方についてはですね、引き続き運賃のほうは無料となっております。したがって、子どもで運賃を取るというパターンは、登下校以外で使用される方のみ100円になるということとなっております。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃった地域公共交通計画で明記をしたと。その中で、バス会社やタクシー会社、いわゆる関係団体ですね。どういう人たちが入っていらっしゃるんですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

まず、バス会社につきましては、南国交通から2名、鹿児島交通から2名、また、バス会社についてはですね、組合の方、例えばですね、南国交通の労働組合でありますとか、私鉄、鹿児島交通の労働組合、その執行委員長などにも入っていただいております。さらにタクシー会社につきましては、有村観光、中村タクシー、朝日交通、朝日交通は2名の方、第1交通タクシー国際、あと鹿児島県バス協会、タクシー協会の方々についても、委員として交通会議のほうに参画いただいている状況でございます。

○委員（前川原正人君）

今回の値上げで、どれぐらいの収受見込みというんですかね。それはこれまでの統計でしか言えないと思うんですけど、どれぐらいのバス運賃が、入るといのはおかしいですね、もう委託しますから、ちょっと表現、ちょっと思い浮かばんですけど、今回の値上げによる、年間の総体の収入ですね、どれぐらいを見込んでいらっしゃるんですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

はい、収支率というような形で答弁させていただきたいと思っております。まず答弁の前にですね、平成27年に我々のほうで直接ふれあいバスのほうに乗り込みまして、仮にですね、このふれあいバスが今150円ですけど、それを100円値上げした場合、250円になったときに利用をされますかというアンケート調査を直接バスに乗り込んでいたしました。そうしたところですね、約9割の方が、それでも利用されるということを回答されていらっしゃいます。このことを前提といたしまして、令和4年度ですね。令和4年度のふれあいバスの運行事業費というのが8,523万6,000円となります。これに対しまして、運賃収入のほう320万6,000円。収支率でいきますと約3.8%となります。令和4年度で3.8%の収支率でございます。今回、運賃のほうですね、10月から運賃を値上げをさせていただきたいというふうに考えております。その際、先ほど申し上げたとおり、100円上げても約9割の方が利用されるということは、今回、大人50円値上げをいたしますので、運賃の値上げによりまして、運賃の値上げに伴って利用をされないという方はあまりいらっしゃらないのではないのかなというふうに考えております。令和5年度の運行事業費のほぼ見込みといたしまして、8,851万円を見込んでおります。これに対しまして、運賃収入のほうの見込みといたしましては、411万1,000円。令和5年度の収支率といたしましては約4.6%、令和5年度の収支率が約4.6%。令和4年度と比較いたしますと、0.8ポイント改善をすると、上昇するというふうに見込んでいただいております。

○委員（前川原正人君）

これもですね、今おっしゃるように、アンケートというか、乗っている乗車客に対して、値上げをしても乗りますかと聴けばですね、交通手段のない方は乗りますよ。乗りませんと言わないんですよ。車があれば使わないんですよから、実際。ただ、問題は免許返納者たちがどれだけいるのかと

いう点もやはり必要なのかな、そういう視点もやはり大事なのかなという気はします。ただ、もう一つは、今おっしゃるように0.8%上がるであろうと、これはあくまでも見込みですけど、僅か0.8%ですよ。これを据置きするという、そういうような議論は全くなかったわけですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

0.8ポイントにつきましては、あくまでも令和5年度の数値となっておりますので、令和5年度については、運賃の値上げが10月からとなっておりますので、半年間で0.8と。単純計算いたしますと1年間で1.6なのかなというところですよ。それと、運賃の値上げ、据置き、そのような議論がなかったのかという御質問でございますが、昨年度の交通会議の中におきましては、そのような御意見というものはございませんでした。といいますのも、やはりバス事業者につきましてもですね、御存じのとおり、昨年度の鹿児島交通についても運賃の初乗りの値上げをされていると。御承知のとおり本日の朝刊のほうでもですね、タクシーの初乗り運賃についても700円に上がると。なかなかバス事業者、タクシー事業者につきましてもですね、もう運賃の値上げというのが、しないとなかなかもうちょっともたないというような状況でございます。そのような状況の中でですね、市のほうも同じようにこのコミュニティバスのほうの運行をしているところでございますが、そこについては、十分、バス事業者、タクシー事業者のほうの御理解もいただいているものというふうに認識しております。

○委員（前川原正人君）

言葉を返すんですけど、返しますけどね。バス事業者とですね、それはやはりタクシー事業者、いわゆる運輸業に従事している人たちで会議をやるわけですよ。そらもう、言い方は悪いですけど、「じゃ、うちはもうしませんよ」と言ってしまうともうお手上げなんですね、行政としては。だから本来であれば、中山間地域ですので、同じ整合性をとるという点では致し方ない部分がありますけれど、もう少し行政のほうがいニシアチブといいますか、やはり、そういう実情等もですね、勘案しながら、提言といいますか、これぐらいでという、そういう議論もなかったわけですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

一つの御紹介というような形になろうかと思いますが、福山地域においてはですね、今、ふれあいバスと、あとデマンド交通のほうですね、運行をいたしております。佳例川地区においてはですね、今、今回の議案であります自家用有償旅客運送のほうと、あとデマンド交通のほうですね、運行をいたしております。デマンド交通の運行に当たりましては、もともとふれあいバスを運行されてたものをですね、地域の皆様の御意見も踏まえながら、デマンド交通への転換を図ったということがございます。また比曾木野地区につきましてもですね、3年前ですね、地域の方々の住民座談会というものを開催いたしました。その中で、我々、市のほうからですね、佳例川についてもデマンド交通のほうに移行しましたと。デマンド交通というものはこういうものですよという説明も含めてですね、では今後、比曾木野地区における地域公共交通の在り方というものと一緒に考えていきましょうというようなことを趣旨といたしまして、座談会を開催したところでございますが、その中で、地域の方々の意向といたしまして、引き続き、ふれあいバスの運行を継続してほしいというような御意見でございました。そのような御意見も踏まえてですね、また、路線バスとの乗り継ぎの適正化を図りながら、比曾木野地区においては、一部運行ダイヤの見直し、改善をしております。現在に至っているというような状況でございます。地域政策課といたしましてはですね、引き続き、地域の皆様方の御意見なども十分に踏まえながらですね、地域にとってよりよい交通ネットワークの構築に努めていきたいというふうに考えております。

○副委員長（山口仁美君）

地域にとって、特に交通弱者に当たる方々にとっての交通の手段というのは、非常に大事なものであるという理解はしているんですけども、一方で、先ほどから話に出るように、交通事業者の方々も非常に経営的などころで苦労なさっているというのは、もうニュースのとおりでございます。この中でですね、公共交通計画等を踏まえて今回、料金の改正をしようということではあるんです

けれども、この程度の上げ幅でいいのかなというのが、実際心配でもあるところなんです、その持続可能性といったことを考えていったときに、もちろんお使いになられる方々の負担が軽減したほうがいいというのはもちろんですけども、事業者の方々が撤退しないような形での話合いというのは十分になされているという理解をしてよろしいでしょうか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

山口委員の御指摘のとおりですね、果たして、今回、150円から200円というところですが、その200円という金額でですね、今後も持続可能な運営ができていくのかどうかというところはですね、そこはまた今後検証をしていくべき課題だというふうには考えております。ただ、やはり、コミュニティバスについてはですね、当然、霧島市以外の各市町においても運行されております。その中で、各市町の運行の状況を見ますと、運賃が100円から250円の間で大体料金設定がされているようでございます。そのような状況も踏まえますと、なかなか霧島市のほうで、ちょっとそれを、近隣市町の金額を大幅に超えるような金額設定というのは、現状としてはなかなか難しいのかなというところがございます。また、持続可能な運行というところではですね、これは今年度の事業にもなりますが、なかなかバス事業者のほうですね、特に人材不足というようなところもございますので、今、バスから大型車両から小型車両への転換というところも図ろうというふうには考えておまして、本年度でいきますと、AIを使ったオンデマンドバスというものも導入も検討しております。これにつきましては、運行事業者はタクシー会社のほうにお願いをしたいというふうには考えておりますし、また、今後もですね、いろいろこのような、特に、人材、運転士不足という課題がどうしても出てまいりますので、また、バス事業者だけではなく、タクシー事業者ではなくですね、さらには、今回議案として提案しております、市運営の有償運送、あるいは、地域が主体となる有償運送というような交通モードもございますので、それらの活用も含めてですね、今後幅広く検討していく必要があるというふうには考えております。

○委員（竹下智行君）

今現在、身体障がい者等の方は、料金の減免対象となっているということなんです、今現在大体どれぐらいの方が対象になっているのか。数字が分かればお示しください。

○福山総合支所地域振興課主任主事（宇都幸雄君）

令和4年度の実績で申し上げます。本条例の対象路線であります比曾木野線、佳例川線につきまして、身体障がい者ということで、5名の方が乗車をされております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、議案第37号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時12分」

「再開 午前11時17分」

△ 議案第45号 財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）及び

△ 議案第46号 財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第45号、財産の取得について及び議案第46号、財産の取得について一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第45号 財産の取得について、説明します。議案書の20ページをお開きください。単人学校給食センターの厨房機器を更新するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及

び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。次に、議案第46号 財産の取得について、説明します。議案書の22ページをお開きください。霧島学校給食センターの厨房機器を更新するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校給食課長が説明しますので、御審査よろしく申し上げます。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

議案第45号の財産の取得について、説明します。議案書の20ページをお開きください。単人学校給食センターは、平成12年4月に開設され、建設後23年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況を改善するため、令和2年度から厨房機器等の計画的な更新を行い、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、蒸気回転窯等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株式会社、代表取締役 岩元伸一から8,850万1,600円で取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器の写真については、参考資料をご覧ください。次に、議案第46号の財産の取得について、説明します。議案書の22ページをお開きください。霧島学校給食センターは、平成8年4月に開設され、建設後27年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況を改善するため、今年度から厨房機器等の計画的な更新を行い、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、蒸気回転窯等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株式会社、代表取締役 岩元伸一から4,692万4,900円で取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器の写真については、参考資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第45号について、質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

1年前の委員会において、宮田議員が発言をされたことなんですけれども、以前、この業者は、いちき串木野で官製談合があったことがありました。代表取締役も変わってるんですけれども、今回の入札には支障がなかったということですのでよろしいのでしょうか。ちょっとそこらの説明をお願いいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、阿多委員から御指摘のありました、鹿児島アイホー調理機株式会社ですけれども、令和3年12月20日から6か月間、確かに指名停止処分を受けておりました、令和4年6月20日にその処分が解除になっております。アイホー調理機におきましては、当時の官製談合の再発防止対策であったり、今後の経営方向の見直しなどを図りまして、当然、代表取締役のほうも、当時の社長から今回岩元伸一が就任いたしまして、誠実に正しい営業活動を行うよう、会社員に周知徹底が図ったとのことですので、昨年、溝辺給食センターの時からですけれども、鹿児島アイホー調理機は指名の中に入れていただいております。

○委員（野村和人君）

今回の入札結果を見させていただくと、最高額と落札額に大きな差があるようですけれども、言えるかどうかですけれども、予定価格があるのか、幾らだったのか、予定価格から落札額は何%だったのかお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

これは昨年のこの委員会の中でもちょっとお話ししたかと思いますが、物品調達、役務の入札に関する予定価格の公表につきましては、入札参加事業者が、前年度の類似業務の落札価格と

比較して入札価格を決定できたり、また自社の積算ではなく予定価格が目安になるということで、積算能力が不十分でも入札価格を決定できることになるという懸念もあります。したがって、物品調達、役務の入札については、毎年度反復類似の業務が多いことから、公表はしないという取扱いをしておりますので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○委員（野村和人君）

はい、ありがとうございます。にしても、今の状況を見ると、結構、低いんだろうなというようには想像できると思います。この金額で、實際上、品質を保持するために、担当課としてどのような工夫をされるのかお聴きしたいと思います。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回、多くの備品の更新を行うわけでございますけれども、毎日のように使用する学校給食用の機器でございますので、当然、毎日の調理員などによります点検であったり、清掃、そういったところに心がけながら、もし何か異常があればですね、早めの修繕を心がけるなどいたしまして、長期維持が図られるように努めていきたいと考えております。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認ということなんですけど、今、機器の写真等の書類も添付されているところなんですけど、この機器の今、ここに示されているのは、平成12年4月からで建設後23年が経過しており、厨房機器のほうも老朽化が著しいということになってるんですけれども、基本的なところが私はちょっと分からないんですけど、この耐用年数とかその辺のところは、使用の仕方にもよるのかもしれないんですけれども、全体的にどの程度、20年を超えたらもう変える時期にきてますよとか、15年くらいを超えたら変える時期にきてますよとか、そのようなものがあるのかないかちょっとお示しもらっていいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

メーカーの発表によります耐用年数なんですけれども、各機種によって異なっておりまして、短いもので6年以内であったりとか、9年とか12年とかあたりしますけれども、ただ、厨房機器の耐用年数というのが、税法上で定められた価値を持続することができる。つまり減価償却資産として認められる長さでございますので、決してこの耐用年数と機器の寿命が一致するというわけではございません。大事に使っていけば、当然、今回のように20年以上使用可能ということでございます。

○委員（川窪幸治君）

今言われるように、減価償却というようなことということで分かりました。あと、この減価償却になった場合、この保証的なものは何か。物によっても違うと思うんですけど、メーカーの保証のほうはどのようになっているのかお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

通常、厨房機器の保証期間というのが1年なんですけれども、今回、落札されました鹿児島アイホー調理機株式会社様の保証期間というのは、無償で対応していただける期間は2年となっております。

○委員（川窪幸治君）

期間が2年ということなんですけど、その後はどのような形になるんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

このことにつきましては、昨年度もちょっといろいろ議論、保守点検の業務委託であったりとかあったかと思えます。ちなみに、ちょっとこちらのほうでメーカーのほうにですね、そういった保守点検などができないのか、それをもししようとするのであれば、どのくらい金がかかるのかですね、ちょっと調べさせていただきましたけれども、例えば隼人の給食センターの全調理器具を、年間通じての保守点検をしようすると、100万円以上、150万円ぐらにかかるといふことのでございましたので、本市におきましては、主要なセンターのみになりますけれども、夏休みの長期

休業期間中に主要な食器洗浄ラインなどの調理機器については、保守点検の業務委託を現在行っているところがございます。ただこの業者においてはですね、メンテナンスがしっかりしておりますので、調理員さん方が異常に気づいたりして、何かあった際にはですね、すぐ職員のほうで業者のほうに連絡すれば駆けつけていただいて、そういったメンテナンスのほうはしっかりしていただいて、もし部品の取替えであったりとか修繕が必要などときには、当然修繕料を予算措置しておりますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

○委員（川窪幸治君）

口にするものでありますし、先生もですけれども、やはり生徒が一番だと思いますので、そのようなところは引き続きまたお願いをしておきます。

○委員（前川原正人君）

先ほど落札率等については今後支障があると。それはもう当然だろうと思います。ただ、お聞きをしておきたいのは、これ最低制限価格は設けたんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

物品の購入契約等につきましては、履行がなされた時点において、十分な検査をすれば、当該履行の内容が適正なものであるか否かというのが判断ができますことから、最低制限価格の制度の適用をすることはできないということで、設けてはおりません。

○委員（前川原正人君）

それともう一つはですね、入札日はいつだったんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

議案第45号だけのことなんでしょうけれども、この後にもあります2件とも、4月26日に行いました。

○委員（前川原正人君）

それとですね、この21ページの中の内訳で、それぞれ全部で34種、34機具ですね、数えていくと。この数字を足していくと34になるんですけど、これは一括して入札したんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、前川原委員が言われるとおり、一括しての入札でございます。

○委員（前川原正人君）

入札の場合はですよ、例えば建築、土木関係でいきますと、物品とは若干違うんですけど、内訳書を出すんですよ。何というんですかね、入札とは別に、積算根拠を示した内訳書を出すんですけど、物品の場合は、それはもう出さないという理解でよろしいんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

この厨房機器等におきましても、一つ一つ標準的な仕様書を作成いたしまして、それで示しているところがございます。

○副委員長（山口仁美君）

確認を1点させていただきたいんですけども、この機器類を、今回入替えをされるわけなんですけれども、令和2年度からということで、されていくわけなんですけれども、この機器を設置する段階で大きなもの、移動の難しいもの等もあるので、入替えをする段階で周りの補修であったりとか、建物に関する設備とかの点検とかそういったものも併せてされるんですかね。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

あくまでも今回、備品更新に伴う入札でございますので、施設等については該当外になります。

○委員（竹下智行君）

参考資料の17番のところに電気式の食器消毒保管機があるんですけども、現在はガス式だったということで、今回電気式に変えるメリットというようなところはこういったことがあるのか教えてください。

○隼人学校給食センター所長（平嶺秀子君）

ガスのほうは使用頻度が少なく、コンベクションとかフライヤーを使うときだけ使っていて、電気のほうは、毎日アレルギー対応の食品とかで毎日使ってます。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時36分」

「再開 午前11時36分」

会議を再開いたします。

○隼人学校給食センター所長（平嶺秀子君）

すいません。ガスのほうはちょっと不具合も多かったりとかして使う頻度も少なかったもので、電気のほうに変えました。本当はほかのものも全部蒸気式だったんですけど、ちょっと蒸気式をするには配管の問題とかがあって、今回一つ電気式だったので電気式のほうで対応させていただくようにしました。

○委員（竹下智行君）

電気式のほうが安定して使えるということですのでよろしいですかね。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、竹下委員からございましたように、そういったところもございまして、この電気式食器消毒保管機だけではなくてですね、蒸気回転釜につきましても、今回13台替えるわけですけども、そのうち3台が今までガス式でございましたけれども、全てこちらのほうは、ガスのほうをやめて蒸気式のほうに切り替えるということになっております。

○副委員長（山口仁美君）

今の関連でもあるんですけど、今回この機器の更新といいますか、更新に当たってガス式から電気にかえたりとかそういった部分の付帯する工事については、建物をさわる部分が出てくると思うので配管とかそういったものは工事は入るんですよ。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、山口副委員長から御指摘のあったとおりでございます。配管の付帯工事であったり、そういったものは、この中に含まれております。

○教育部長（池田宏幸君）

今の物品の購入についてのお話なんですけれども、行政実例でですね、設置工事費を含むもの場合はですね、本体の値段と設置工事費と別々に比較をして、本体の価格のほうが高い場合は、例えば備品購入費というような形で購入をして設置をさせても構わないというような行政実例がございまして、別途、工事費を計上するわけではなくて、備品購入費の中で工事をするということになってまいります。

○副委員長（山口仁美君）

一応確認をしたかったのが、今回この機器の費用ということで予算が出ているんですけども、この中にこの設置に関する費用も含まれての入札価格で、金額も決まっているという理解でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、おっしゃるとおりでございます。

○委員（阿多己清君）

隼人のほうは令和2年度から年次的に今、入れておられる状況なんですけど、もう6年度で一応終了という予定でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

ただいま御指摘ございましたとおり、令和2年度から5か年計画で備品更新を行っておりまして、来年度が最終年度になります。

○委員（野村和人君）

この機器類、今、自動車とかほかも含めて納期がなかなかだったりとかすると思うんですけど、電子部品に関してですね。そういった面で大丈夫なのか、また設置はいつなのか、お示しいただきたいと思います。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

ただいま御指摘があったとおり、先ほどもちょっと説明いたしましたけれども、いずれもアイホー調理機株式会社ですけれども、ともに夏休み期間中を予定いたしておりまして、夏休み7月の末から入りましたらすぐ配管、電気工事、切離し工事、そちらのほうを行いまして、古い備品の撤去、それから、搬入、据付け工事を7月中に終えまして、8月に配管等の接続工事まで行うということで、8月の初めには、盆前までには全て工事が完了する予定でございます。

○委員（野村和人君）

今、45号、46号もあわせまして霧島も隼人も同じタイミングでその業者がされるということによってよろしかったでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

ちょっと46号のほうに入ってしまったけれども、いずれも同じタイミングで8月の初めまでには、全ての設置工事が完了する予定です。

○委員（野村和人君）

入札は4月26日、本日がもう6月27日、設置については夏休み、もうあと1か月しかない状況であったということで、何らかの事前準備があるのかなというようにも感じるところでございますけれども、質問ではないですけれども、確実に工期に間に合わせるように頑張ってください。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。それではないようですので、次に、議案第46号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

先ほどと共通していることをお聴きをするんですけど、議案第46号も同じ日の入札日という理解でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

同じく入札日は4月26日に行いました。

○委員（前川原正人君）

共通していることですが、機器の更新となりますと、普通の一般的な考え方だと、今あるものを例えば下取りに出すとか、行政が売るということはできないでしょうけれども、もうそのままもう全部撤去で、撤去費用も全て込み込みの全ての金額はこれだけということで理解をしてよろしいわけですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、前川原委員がおっしゃるとおり、撤去費用まで含めた価格になります。

○委員（前川原正人君）

例えばですね。普通、個人とはまた全然違うんですけど、普通何かを更新しますとなれば、今あるものを、例えば下取りに出すとか、行政の場合なかなかそういうのは難しいんですけど、あとは業者さんがどうするかというのは、そういう議論といいますか、話も出ないもんなのですか。もう放棄してしまえば、手を離れますので、どういうふうに業者さんが使おうが勝手なんですけど、そういう議論といいますか協議といいますか、話合いというのはないものなんですか。もうただ更新だけで、もうこれで解決という、そういう理解でよろしいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

市で様々なものを購入するわけですが、例えば車などの購入の場合なんかは、機械として

の車を新しいものを購入をして、そのあとで、廃車をですね、廃車事業者に対して売却をしております。今回のこの事例の場合には、当然ながら、業者のほうが、製造から販売までしている、鹿児島アイホー調理機という会社は販売だけですけども、アイホー調理機という親会社という言い方は変ですけど、別会社なんですけれども、仕入元のほうは、当然ながら製造までなさっていると。関連企業でございますので、そういう意味で老朽化したものを引き取られて、そういうものをどういうふうに活用されるかですね、そこまで含めた上での入札価格を設定されているというふうに考えているところでございます。

○委員（野村和人君）

実情、共通することなんですけれども、この機器の選定にあたって、選定はどちらが、調理人の方々の御意見をいろいろ聴いたりとかそういったことがあったりとか、ただ単純に今のやつを全部、同じ機能のものを入替えた状態になるのか。実質上これで効率が良くなっていくのか、お聴かせください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回、備品更新に当たりましては、当然隼人給食センターにつきましては、5年計画のもう4年目でございますので、もう今年度、当初から計画していたものを更新するわけでございますけれども、ただ、若干ちょっと入替えたりしたものは、あくまでも調理業務に支障のある機器などを優先させていただきまして、少しでも調理業務に支障が少ない、ボイラーであったりコンテナのコンベアなどは来年度に行うということでございます。当然、霧島給食センターにおいては、今年度が初めてでございましたので、調理員などの現場の声などもお聴きして、3か年計画を立てておりますけれども、これについては、ちょっとこの議案とはちょっと話がずれるかもしれませんが、来年度、霧島給食センターの改修工事を予定しておりますので、ちょっとその改修工事に支障がない備品などを今年度優先して入札を行ったところでございまして、当然、新たな機器に更新するわけでございますので、調理員の方々の作業時間も短くなり、効率もよくなり、労働負担軽減にもつながるものだと考えているところでございます。

○委員（阿多己清君）

45号も絡むんですけれども、補助率というのはどの程度になるんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

この二つの案件につきましては、いずれも財源は起債のほうを充てておりまして、隼人学校給食センターにつきましては合併特例債を、それから霧島学校給食センターにつきましては、旧霧島町が令和3年度策定の霧島市過疎地域持続的発展計画において、過疎地域に指定されましたので、過疎対策事業債を活用することといたしているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。はい、それではないようですので、以上で、議案第46号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時50分」

「再開 午後1時30分」

△ 陳情第4号 産後ケア事業の適正化を求める陳情書

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、産後ケア事業の適正化を求める陳情書について審査に入ります。本日は陳情者である霧島市の健やかな産前産後を守る会代表西

川純子様が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明をいただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（西川純子君）

産後ケア事業の適正化を求める陳情書について御説明させていただきます。産後ケア事業というのは市町村が実施するもので、各自治体が、産後ケア施設、病院、助産院、または地域の助産師等に委託をして、それにおいて産後のお母さん、母子の健康の管理だったりおっぱいの管理、また産後の休息をとる、それ以外でなくても授乳の練習だったりとか、育児指導などのそういったことをする事業を言います。現在においても、全国的にも、今後産後ケア事業というのはより強く推進していきましようというのが国の方針でもなっているような状態で、霧島市もこの4月から、宿泊型、日帰り型に加えて、新しくアウトリーチ型、訪問型の産後ケアがスタートしました。その中で、産後ケア事業を進めていく中で、霧島市は今までも実施しているんですけども、実施するに当たり、委託金額の設定が低いということで、委託されている事業所は、事業以外の産後ケア以外の収益による補填をせざるを得ない状況があります。本市の産後ケア施設は、経営困難により宿泊型のケアを現在休止している状態。また、霧島市内で今、宿泊型の産後ケアを利用する施設はありません。一番近くでいくと、隣の始良市の病院が運営している産後ケアになります。ただ、この病院が運営している産後ケアは空き病床を利用しているため、病室の環境とか、児の月齢によっては大きな子は受入れられないという状況だったり、産後のお母さん、出産後のお母さんと同じ病棟で休んでいる状態なので、しっかりと休息がとれなかったりという限定的なところがあります。また、4月から訪問型の産後ケアがスタートしましたが、この産後ケアの規定の中に、助産師の移動時間を含む3時間というのが、委託の設定になっております。霧島市はとても広くて、国分隼人にすごく人口が多いんですけど、少なくとも福山だったり、横川、牧園というところになると、移動時間を含むと、実際ケアを実施するのに、遠いところは1時間しか受入れない。隼人国分の方は2時間受けられるというような差が出てきてしまっております。このような状況があるので、今後やはり、利用者の人が統一したケアを、よりよいケアを受けられるためにということで、この陳情内容を今回上げさせていただきました。市が定めた産後ケア委託基準の内容が実施可能となるよう早急に委託条件等を見直すこと。二つ目、市内のどこに居住していても、同じ訪問産後ケアが受けられるよう、市域の広さや特性を考慮すること。三つ目、市内における宿泊型産後ケアの再開・維持に向けて協議をすること、この3点を陳情内容として挙げさせていただいてます。この産後ケア事業というのは、実際の委託料金だったり内容というのは、各市町村に全部、それぞれで全く違うもので、特定の規定というものがなくて、各市町村で全然違います。例えば、田舎のほうだと、産後ケア事業をしたいけど、自分の市町村に委託施設がない。産後ケアを受け入れる施設がないというところは、2万円分のチケットとかを渡して、それで利用してくださいとは言うんですけど、その委託先の施設というのが市外になって、遠くの鹿児島県中の施設は登録はしているんですけど、お母さんがいざ利用しようと思っても、1時間かけないとそのチケットをもらっても行けないという状況だったり、また、ある施設、大きな市で言うと、鹿児島市とかで言うと、とても人口も多くて、委託料金とかも霧島市よりは多いですが、鹿児島市の例でいくと、この4月からお母さんたちの手出しがもっと低くなりました。それが日帰り産後ケアが5回までは無料で受けられるという形になりました。と言うと、受りたい人がすごく増えました。そうすると鹿児島市の委託している施設というのが、どっちかという規定が厳しいみたいで、宿泊型、日帰り型、訪問型、全部を受け入れられる施設しか鹿児島市は契約しませんと言っているようなだったりとか、いろいろこういう心理士さんがいないというところは契約しませんとかそういう規定があるようで、すごく限られています。私の知っている

産後ケアの助産院に最近ちょっと話をしたところ、利用者はすごく増えた。だけど、もう受入れられない。安く設定されたけど、受け入れるほうがもうキャパが超えてしまってるので、そこを何とかしてほしいという状況も出てきています。その中で、この霧島市というのは、今、1施設は宿泊型をストップしていますけれども、宿泊ができる施設が1施設と、私も実は助産院を開院してるので、ゆくゆく宿泊型を始めたら2施設、日帰り型の産後ケアが利用できるのも同じ2施設、訪問する助産師が5人います。なので、どのタイプの産後ケアも受け入れる、実施しようと思えばできるっていうのはとてもありがたい環境だと思うんです。だけど、委託料金が低いということで経営がうまくいかないとか、お母さんたちが利用したいけどできないとかっていうバランスをもう少し整えれば、もっと良くなるのではないかなあとと思います。それで今日ちょっと追加で資料2枚お渡しさせていただいたんですけども、一体どれぐらいの設定料金がいいんだろうというところをこれからも、考えていくのに参考になればと思ったので、お渡ししたんですけども、先ほどお伝えしたのか。ちょっと鮮明でなく申し訳ないんですけども、助産師業務量参考表というのがありますこれは日本助産師会が一応決めている、全国的な助産師の業務においては、これぐらいの料金に設定するといいいですという、一応助産師会の参考の料金になります。これがですね、実は去年まででこれがもう廃止されたんですよ。私がこれ新しく資料取り寄せようとしたときに、もうこういう不鮮明な何かネット上のあれしかななくて、直接問い合せたら、申し訳ありませんがこれはもう今使っていませんと。地域差がとても広いので、激し過ぎるので、都会の料金と田舎の料金とでは大分違うのでということで廃止しましたと言われたんですけども、でも参考にはなると思うので、今日はお出ししました。それで、大体これを皆、いろんなところで見せたときに、高いと言われることがすごく多いんですね。高いと思われるかもしれないんですけども、私、もう1個の資料、ちょっとこれは参考にまでなんですけども、前回、助産院に来ていただいたときに、私の新しく開設した助産院、個人の助産院で2床、ベッドが2床という形の規模での助産院での日帰り型の産後ケアを受け入れるときの諸経費を計算したものを前回お渡ししました。それに今日はちょっとつけ加えさせていただいたんですけども、前回お渡ししたのはこの半分から上です。いろいろ設備維持費を全部全部計算して、日数で割って、来ていただいた方の昼食食材費と、私が1人勤務した状態での維持費というところを皆さんにお渡ししたのが1万3,109円でした。今回は、私の中でも、どれぐらいもらったらやっていけるのかということももう少し考えてちょっとそっから下のところを出してみたんですけども、この上記の設定金額は、私が1人で全部をやった金額になります。お昼御飯もつくって、環境も整えて、洗濯なんかもう全部しての料金になります。で、それでもやはり、かなり無理をした状態なんですね。で、何となく多分産後ケアって言われると、まず知っておいてほしいのが、どういうことをしているか。何となく産後ケアというと、ただもう赤ちゃんを預かってお母さんに寝てもらってるだけでしょっていう感じに思われることももしかしたらあるかと思うんですけども、産後ケアというのは本当に多様なケアをします。例えば、私の助産院なんかで2床、2人の母子を受け入れたときに、産後間もないお母さんと授乳の練習とかをします。そうすると、授乳の練習って赤ちゃんは3時間置きにおっぱいとかミルク、おっぱいを飲むんですけども、産後間もない赤ちゃんは3時間置ききっかりとかではないです。1時間おきに泣いて、ずっと泣き続けてとか、2時間おきに泣いて、そのたびに練習をして、こっちのお母さんが3時間置きに授乳をしていくと、こっちのお母さんはまた違う時間帯で授乳をしていると。もうずっとこっち入ってこっち入ってこっち入ってっていう、ずっと働いているような感じになるので、それをやりながら御飯を作って出してというのをやっていると、相当無理をしないとできないですし、母子の安全を考えると、そこはそれをするべきではないと思います。そういうところを考えた上で、どういうところにお金を使ったら、必要なところを補ったらいいかって考えたときに、まず昼食づくりのスタッフに入ってもらおうこと。困ったときに、私1人ではなくて、何かのときに違う助産師に代わりに入ってもらおう。そのときにちゃんとした報酬費をお支払いできるというところが、まず最低限かなと思ったので、その金額を計算させていただきました。その助産師業務料というのが、上の部

分では1,300円、時給1,300円掛ける6時間としているんですけど、これはすこやか保健センターの時給を参考にしています。でも、今言ったようなことを考えると、やはり専門職の業務料、来てもらってお支払いする業務料というのは、もう少しないとやはり人は来てもらえないということで、1,500円ってところでこの設定を変えました。そうすると6時間働いて9,000円になります。昼食づくりの件費で、時給1,000円で4時間ということで4,000円になります。ここをプラス二つかえて加えると、計算すると1万8,309円になるんですね。そうすると、助産師業務委託の参考表に出てる金額とほぼほぼ同じになりました。で、プラス、これは授乳の練習などした場合で、プラスアルファおっぱいマッサージをすとか沐浴をすとかとなると別料金というふうに、一応助産師会のほうではなっています。が、今、私の施設でも、もう一つの産後ケア施設でもその辺のあたりは、やはり別料金をもらわないでもう実施しているというような状況ではありますので、かなり、やってる事業所側が、半分ボランティアではないですけど、そういう状況でやっている状態になります。ですので、本当に霧島市は、資源はしっかりあると思うので、本当にその設定料金はとても難しいと思うんですけども、私個人でやってる場合でこの金額ですので、もう1施設、みつおHOUSEというのがありますが、そこになるともっと規模が大きくなりますので、スタッフの数、光熱費も全然違ってくると思いますので、その辺りもちょっと難しいところではあるんですけど、やはりいろんなバランスの適正というところをもう少し、もう1回、相談し合って設定していけばもっと良くなるのではないかなあということで、今回陳情に上げさせていただきました。

○委員長（久保史睦君）

それではただいま陳情者の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

先般、所管事務調査で伺ったので、大まかは分かってるつもりですけども、最近のこのアルカヤさんの場合での利用者数はどんな感じなのか、教えていただけますか。

○陳情者（西川純子君）

最近のアルカヤの利用なんですけれども、今年度、令和5年3月23日にオープンをしました。その後の利用なんですけれども、今のところはまだそんなに利用者はない状態です。先月で日帰り型が1名、訪問型が1名っていう感じです。今の時点で、今月予約が入っているのが、日帰り型が2名、訪問型が1名です。今、数か月始めて感じてるんですけども、場所的などころもあるかなあと思ひまして、今、私の助産院があるのが牧園になります。なので、やはり産後間もないお母さんっていうのは、足がないとそこまで1人では行けないので、どうしても近くのほうがいいのか、やはり最初のほうは、訪問してもらったほうがやはり圧倒的に楽なので、どちらかというところの助産師の話も聴くと、訪問型のほうはすごくちょこちょこ利用があるというふうに聴いております。ただアルカヤの状況としては、私も今までずっと助産院を開院する前も訪問型の助産師として活動しておりましたので、そこで、第一子の時に関わったお母さんが今回妊娠をして、もうすぐ出産を迎える。出産したお母さんが産後ケアを使うということで、そういう継続的なケアがすごくできてるなっていうふう実感しています。やはり妊婦の頃からそうやって継続的に関わることによって、心身ともに落ち着くのはとても早いのは明らかなので、そういうところもとても大事なところかなと思います。

○委員（前川原正人君）

陳情書の1番下の中、下の3項目、これが今回の陳情項目ということになると思うんですが、市が定めた産後ケア委託基準の内容が実施可能となるよう、早急に委託条件等を見直すことということになっているんですけど、今現在の霧島市の令和5年度からの訪問サービスだったり日帰りサービスだったり、それから宿泊型だったり、それぞれ、住民税非課税世帯で7,000円、今言ったのが宿泊型ということで、日帰りが3,500円、訪問型が1,500円と。先ほどおっしゃった、この委託料の助産師業務参考表から見ると、大分低い金額になっているんですけど、ここの最初の陳情の部分というのは、委託基準の内容が実施可能となるようということなので文言になっているんですけど、これ

よりも実際は安いという、そういう理解でよろしいですか。

○陳情者（西川純子君）

現在行われている霧島市の設定金額の本人の手出し、委託料金合わせた金額は圧倒的に安いので、そこは運営できない状態です。それは本当に、私が開院するときに、担当の課に行ったときに、産後ケア事業の施設を始めますって言ったときに、「やめてください、運営できないですよ」って最初に言われましたから。「早まらないでください。借金しないでください。大丈夫ですか」と言われましたので、課の方も低いというのは自覚されてるんだと思います。いろいろ見学に来ていただいて市の方とやりとりしてる中でも、「すいません。私やっていけません」と言った時に「ほかのところで頑張ってください」と言われたんですね。運営をするのは。産後ケア事業だけではやっていけない設定金額なんですよ。実際、私も今の開院したら経営もやっていかないといけませんので、今、ほかのところも頑張っている状態です。ほかのところの産後ケア以外のところも頑張ってますが、そうすると、本当に産後ケアとして受入れられる日数は、1か月あったら10日ぐらいしかないんですよ。もうほかの事業をやらないと、経営が成り立たない。産後ケアだけやってては赤字になっていくのでっていうと、施設はあるんですけど、実際受け入れているのは月に10日しか受け入れないっていうとかなり低いので、その辺のところを見直していただきたいところですよ。

○委員（前川原正人君）

ごめんなさい。前、所管事務調査で伺ったときに、少しずつ記憶を戻しながら、そうだったな、だったなって思いながらお聴きしていたところなんです。すいません。それともう一つは、1番最後の、市内における宿泊型産後ケアの再開・維持に向けて協議することということで、今おっしゃるように、行政のほうも、心配をされて、やめてくださいって言われたのかどうかそこわかんないんですけど、赤字が出るよ、大変だよっていうことの一つの警告だったというふうに思うんですけど、伺う前に、みつおHOUSEさんにも伺ったときに、今休止してますということだったんですけど、やはり、この協議というのが、例えばただ再開をしてよっていうだけではなくて、それなりの対価が必要になって、やれば赤字が出たら駄目だし、やるからにはちゃんと安心して運営ができて、財政的にもちゃんと基盤がしっかりしてて、うまく回るようになってというのが大前提だと思うんですけど、そういうのも含めた再開・維持という、財政的な面でも、利用者側の利便性という点でも、両方がうまくいくような協議をやってよというそういう理解でよろしいんですか。

○陳情者（西川純子君）

そうですね。宿泊型の産後ケアの実施再開っていうところなんですけれども、今後、私の運営している助産院でも、準備が整い次第宿泊型を再開というか、私は始めてやっていければと考えています。だけど、私の2床の助産院で宿泊型を実施するのと、みつおHOUSEさんという、あそこは多分6床あるのかな。6床あるところの宿泊型を運営していくのとは、かなり違うんですよ。私もみつおHOUSEさんに状況とかをお聴きして今日来させてもらったんですけど、やはり委託料金、じゃ幾ら必要なんだって言ったらもう、もう1万8,000円とか程遠く、もってって言われてましたし、やはりスタッフが1人ではない。6人宿泊を受けようとしたら、2人はいないと、助産師2人はいないと見れないと思います。それは私も実際そうだと思いますが、それを例えばコンスタントに、毎日ちゃんと予約が入るかっていうのも、そこも保証されないってなると、常勤のスタッフを雇ったところで、この1週間、例えば3日、5日は誰も入所がないけど勤務しないといけない。そのお金は、施設的には払いたくないから、忙しい時だけ入ってほしいって、そういう人材の確保なんてなかなか難しいので、運営していくには、そういうところも安定してできるように、市が考えてほしいっていうようなことも言ったっていうことを聴きましたが、やはりその点は、どうやっていけば再開できるのか。ほかのそういうやってる施設はどうやっているのとか、もうちょっとこうリサーチをしてみて、どういう形がいいのか、多分その、だから本当に、私のところとみつおHOUSEさんと同じ設定料金というのは、全然違うと思うんですよ。その辺りも、どうやっていいのかっていうのは私も分からないんですが。ね。だから、みつおHOUSEさんも、もう

ちょっとうまくやれるように何か病院、スタッフを何かとかやったほうがいいのかなあとか、ただ料金を上げるだけの問題ではないような気がするので、本当に検討という感じではないですかねっていうところを、私の個人の意見では思います。

○副委員長（山口仁美君）

市の見解としては、先日、私一般質問でこれ取り上げたときに、事前に十分に協議したというふうに言われていて、非常にびっくりしたんですけども、今の話題も含めて、事前にもう少し協議されていれば、訪問の条件についても、もう少し回避できたのかなって思うところがあるんですけど、事業者側としては、十分に事前、事後も含めて協議できていると思いますか。

○陳情者（西川純子君）

その件に関しては、正直に申し上げさせていただくと、全く相談はありません。今回の訪問型が始まるというのは、実際、訪問型を受け入れる私たち開業助産師は、すこやか保健センターの新生児訪問を業務委託でいつも行っている助産師がほとんどなんです。なので、保健センターのやりとりはしているので、もう前々から、何となくまだ議会では決定ではないけど、訪問型が始まるみたいだよというのは何となく耳には入ってたんです。でもまだ言えないので、という感じで、いつ、何か相談があるのだろうって言って、全くなく、3月の終わりの毎年の連絡協議会って行って地域助産師、病院、保健センター、健康増進課が集まる連絡会があるんですけど、その場で、決定しました。こういう内容です。お願いします。はい、連絡先を書いてください。それだけでしたので、相談も検討もないですし、実際動いてる私たちの意見は何も聴かれてないですし、いや、何か細かな説明もないし、私たちに委託してくれますかじゃなくって、はい名前書いてくださいっていう感じだったので、ちょっとそれもおかしくないですか。私たち断らないと思ってませんかっていう感じで、いざスタートされてるので、全くありませんでした。

○副委員長（山口仁美君）

これはお母さん方から見たときになんですけど、さっき宿泊型ケアが今ストップしている状況というような話も出てるんですけども、過去の実績を見たときに、この宿泊型ケア、令和4年度は0件なんです。実際、実績自体が、市内市外含めて0件なんです [26ページに訂正発言あり]。この状況って非常にお母さんたちにとってはストレスのかかるものかなと思うんですけども、宿泊型があったら、利用したいという人もいるかもしれないみたいなことを、保健センター側はおっしゃるわけなんですけど、実際、本当はあったら利用した人っていうのは結構いるんじゃないかと思うんですけど、その辺どういうふうにとらえてらっしゃいますか。

○陳情者（西川純子君）

宿泊型はですね、必要だと思います。やはり宿泊型を利用する人って、産後一番間もない大変な時期に利用する人がほとんどだと思うんですね。だから、そこが出来ないっていうことは、一体じゃそのお母さんたちはどうやって乗り切ってるんだろうっていうのを考えると、かなりメンタルだったり身体状況だったり心配だと思います。去年のケースではないですけども、私が新生児訪問で訪問したお母さんが、その後すごく授乳がうまくいかないって言って、そのときみつおHOUSEはもう休止しているということで、結局、鹿児島市内の宿泊型を何日か利用しに行きました。で、結構その人もメンタルも体もぼろぼろな状態だったので、もう本当にそういうときは、宿泊型っていう形でもう付きっきりで見とあげないと、本当に産後うつだったりとか、もう、すぐになってしまう状況になってしまうと思いますので、件数が多くはなくてもやはり必要だと思いますし、去年0件っていうことは、どうしてたんだろうってかなり大変だった状況だと思います。

○委員（野村和人君）

施設の運営を維持していくために、先ほどお聴きしたのも含めて、なかなか10日間ぐらいしか動いてなかったりとか、そういった状況があるということですけども、先般の所管事務のときにもお聴きして感じたのは、やはり、広報というか知らない方々もまだまだいるのかなあと、霧島市内で1,000名を切ったという話だったと思うんですけども、その方々にどこまでいってるのかな

ていうふうにも思うんですけども、そういったところについて、感じてらっしゃることをお聴かせください。

○陳情者（西川純子君）

産後ケアのことについての周知だったりなんですけれども、やはり、まだまだ知らない方もとも多いと思います。産後ケアという名前は知ってても、どういう利用の仕方をしていいかわからないとか、実家が近くにいる人しか利用できないんだと思ってたりとかする方も多かっったりとかするんですが、そうではなくて、本当に少し疲れたときに休みにいったりとか、何かちょっと授乳がうまくいかないときに利用したりとかっていうところで、利用すればもっと母子の子育て環境がすごくよくなるものだと思います。その点に関しては、私たち地域助産師、今私たちもすごく頑張っているところで、私たち自費で産後ケア施設と助産院の案内のパンフレットというのを自費製作しております。それをまたこの前、本当この前新しくもう1回作り直したんですけども、その中には産後ケア事業も受けられますよ、この助産院でというのを、自費出版じゃないですけどして、保健センターの母子手帳の交付のときに必ず入れてもらうようにしているのと、あと、出産した後に新生児訪問に保健師や助産師や母推さんが行かれるんですけど、そのときにお土産袋に入れて一緒に渡してもらうように、2回入れてもらってるんですね。なので、そこで2回目にできるようにと、あとやはり現時点で利用してる方は、保健センターに行っても産後の手助けがないっていうときに保健師さんに勧められたりとか、病院で進められたり、あとは新生児訪問で助産師が行ったときにこういうのもありますよって勧められたりというケースが多いかと思っておりますので、その辺もまた力を入れていかないといけないところかなあとと思います。ただ、そう。今まで助産師、ぐんぐんの木には載ってないんですよ。助産院とかっていう枠組みが。それも、地域助産師のほうが、「助産院ってすごく母子にとってはすごい大切な場所なのに、ぐんぐんに載せてくれませんか」って言ったときに、「委託業者じゃないので、小児科とかは健診とかを霧島市から委託をしているところを載せてあるので、あれで、去年、おととの時点では、助産院ではお金を取るので、委託されている業者ではないので載せられません」って言われたんですよ。だから「載せるんだったら広告として載せてください」って言われたんです。だから、あーという感じで。そこには、ぐんぐんには来年は載せてくれるのかなっていうところですが、そういう問題ではなくて、母子から見た目線で行ったら助産院の情報としてはとても必要なことだと思いました。

○委員（野村和人君）

先ほど自費で作られたということだったんですけども、何部ほどお幾ら程度かけてらっしゃるのかお聴かせいただいていいですか。

○陳情者（西川純子君）

今回のパンフレットには、助産院が5施設、プラスみつおHOUSEさんが1施設で6施設で自費でやりましたが、ちょっと待ってください。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時07分」

「再開 午後 2時08分」

それでは再開いたします。

○陳情者（西川純子君）

休憩をお願いします。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時08分」

「再開 午後 2時10分」

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○陳情者（西川純子君）

今、配らせていただいたのが、新しく作成したパンフレットになります。今回は6,000部全部つくって、全部で10万5,000円。各6で割っているんで、事業所では1万7,500円ずつ出しています。保健センター、保健センターに入れてもらう分、各助産院、病院、霧島市外の病院、子育て支援センター、湧水・伊佐の市役所と思いがたるところ全部に私たちが配布に行っています。

○委員（竹下智行君）

協議がほとんど行政のほうとなかったというお話でしたけれども、実際、再協議、本当の意味で協議をしないといけないと思うんですけれども、それをするために、行政側にもうちょっと設置主体は霧島市にあるわけなので、協議をする前に行政側にこういうことを調べてほしいとかこういうものを準備して、協議の場に臨んでほしい。そういったことはないですか。例えば、よそでうまくいっている事例を持ってきて、それを協議の場で説明してほしいとか。何か協議をする前に行政側にしてほしいものというのではないのでしょうか。

○陳情者（西川純子君）

そうですね協議をする前に、やはり産後ケア事業って本当に自治体によって全く違うやり方でやっているので、同じぐらいの規模で、もうそれこそ今おっしゃっていただいたみたいに、うまく回っているところは、どのぐらいの利用料金だったりとか設定金額で回しているのかっていうのを少し鹿児島県内とか県外とかでも同じぐらいのところで調べていただいて、見た上で話に臨んでいただければ、そういう情報も私たちも知りつつ、こういうやり方をやっているっていうところを少し調べていただければうれしいと思います。

○委員（竹下智行君）

何かその、これまでのこの一連の流れを見ると、行政の側が本当にちょっとあんまり考えてないよなと。助産師の人たちちょっと丸投げみたいな状態で、この事業が始まっているというのが非常に気になるところで、ここで本当に行政側のほうでしっかりとこの事業を進めていくために、どういう形でやっていけばいいのかというのを、ちょっとこう考えていただきたいということを思ったところでした。

○委員（川窪幸治君）

すいません、先ほどちょっと言いましたけども、この資料もらった資料の中から少し質問させてもらうんですけど、ちょっと例えて話をすると非常に失礼なのかもしれないんですけど、こういう専門職という立場の中から、私たちもいろんな職業の方を知っているところなんですけど、ここに今、上のほうが以前の金額ということで、下のほうが今度少し改善されたという、ここに差額として大体5,000円弱ぐらいの差があるんですけど、正直なところ、私が知ってる専門職の人たちというのは、この今言われているの多分倍近くは多分、その基本で多分出てるんじゃないかなと、私、個人的には思うんです。2倍もしくは3倍というところもあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のところはちょっと数字を少し、さっきこのこっこの表紙のほうにある数字と近くなりましたっていう話をされたので、少し控えてちょっと合わされたところが私も少しあるのかなと思って、ちょっと失礼なんですけど、あるのかなとちょっと思いましたよね。もう本当のところ、実際だこの金額よりももっと高いところが自分たちの専門職としてはあるというのが、あるのではないかと思うんですけど、その辺のところはどうですか。

○陳情者（西川純子君）

その辺の設定、助産師の、助産師としての専門職としての料金なんですけれども、これは全然、私、全くこっちに合わせてこの金額を設定したわけではありません。でもすごく考えて、やはり地域差もあると思うんですが、いろいろ調べたんですね。ここの助産師って一体幾らなんだろうって。ここの鹿児島県内のハローワークのね、看護師とかいうのを調べたんですけど、確かに都会に比べたら低いのでこれにしたんですが、やはりでも専門職です本当に。助産師って命を扱っている仕事なので、すごい大事な仕事をしてますが、助産師って本当にボランティア精神が多いので、何でも何

かこう、ついやっちゃうんですよ。目の前の大変なお母さんを見るとやっちゃったりとか、余りこ
うお金をとらなかつたりとかっていうところがしてるんですけども、でもやはり助産師の本当に、
本当にうれしいんですけども、そういう専門的なスキルとか職業というのは本当にこんなもんで
はないと思います。思っておりますし、いろいろ私ももっと愛知県とかで勤めてたこともありますが、
そうすると全然違います。

○副委員長（山口仁美君）

すいません。令和4年度の利用日数のまとめのところで、少々間違いがありました。令和4年度
霧島市内の宿泊型が0%、市外が45件、45日ですね、年間通して45件になっていました。それを踏
まえて、今のところ訂正お願いしたいところなんですけれども、それを踏まえてなんですけど、令
和元年度は、184件あるうちの96.7%が市内で、みつおHOUSEさんのほうで見ていただいと
令和2年度は79件あるうちの56.9%。令和3年度が132件あるうちの63%見ていただいと
令和4年度はゼロです。これを考えたときに、やはりお母さんたちが、行き先がなくなってしまう
というのは非常にづらいなあと思うところなんですけれども、個々の事業者の経営状況というの
はもちろん、それぞれ違うので何とも言えないんですけども、結論としてはやはり市内でお母さ
ん方が宿泊型のケアを受けることというのは非常に大事だと思います。ちょっと懸念をしている内
容なんですけれども、宿泊型のケアと、それから訪問のケア、それから、日帰り型のケアでは求め
られるものがちょっと違うんじゃないのかなと思っているんですけども、なので、宿泊がなくな
ったら訪問で行ってもらえばいいやというのではないと思うんですけど、その辺は違いをどうい
ふうに認識されているかをお願いします。

○陳情者（西川純子君）

そうですね。全くそのとおりで、産後ケア事業で三つある宿泊型、日帰り型、アウトリーチ型
というのは、やはりそれぞれ必要とされる人が違いますし、どれも必要だと思います。やはり、産
後間もない人とか、すごく大変な人は、ちょっと関わるだけじゃ駄目ですし、やはりこう専門職が
安心して、何日か、回復するまでは関わるのがとても必要です。アウトリーチ型なんかは、行け
ない人で出向けない人、産後にそこまで行けない人なんかは家に来てもらうとか、足がないとか
いう人には訪問型、また動くのが大変な時期はというのが必要ですし、デイケアというかたちも必
要だと思います。特に霧島市は、生後1歳まで産後ケアが利用できますとされていますが、それも、
1歳まで。0歳、生まれたての赤ちゃん、1歳ぐらになったときの赤ちゃんの育ててるときの
大変さって全く違うんですね。生まれてすぐは体も大変、寝不足、寝たい、授乳がうまくいかな
い、授乳を何とかしたい。だけど半年から1歳ぐらになると子供も動くようになる。目が
離せない、だけど休みたいというときに誰かがいてくれて、ゆっくり休めるというのはとても必要
になってきますので、やはり本当一言で産後ケアって言っても、提供すること、やること、求めら
れることって本当に様々なので、この三つがどれも実施されているというところで、初めて生まれ
たてから1歳までの、お母さんの母子を受け入れられるということになると思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。それではないようですので、以上で、陳情第4号についての陳情者に対す
る質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時21分」

「再 開 午後 2時24分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、産後ケア事業の適正化を求める
陳情書について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

陳情第4号、産後ケア事業の適正化を求める陳情書について、説明いたします。産後ケア事業委託に関する基準につきましては、国が示す「産後ケア事業ガイドライン」等を参考に「霧島市産後ケア事業実施要綱」で定め、事業を実施するための体制や施設・設備等の要件を満たし、本事業を適切に実施できると認められる産科医療機関、助産所等に委託して実施することとしています。委託料については、県内自治体を参考に宿泊型、日帰り型、訪問型のサービス内容ごとに定めています。委託条件等の見直しについては、今後、国の「産後ケア事業ガイドライン」の見直しや委託事業所との協議も踏まえ検討していきたいと考えています。また、市民が市内のどこに居住していても、同じサービスの産後ケア事業が受けられることは、公平・公正に事業を推進するために必要であります。今年度から開始した訪問型の産後ケア事業については、制度設計時から旅費を含んだ委託料とし、県内19市の委託料平均より高めに設定していますが、国が示す「産後ケア事業ガイドライン」にも「保健指導又はケアを行うに当たって、母子の状況を踏まえ十分な時間を確保することが望ましい」と示されていますので、委託事業所から遠方にある方が、十分なケアの時間を確保できないということがないように今後委託時間の運用について、委託事業所と協議していきたいと考えています。宿泊型の産後ケア事業については、現在、市内の委託している宿泊型産後ケア事業所が宿泊型サービスを休止されているため、利用者は市外の宿泊型事業所を利用されているのが現状です。市民が安心・安全に産後を過ごせる環境づくりの実現に向け、利用者ニーズも分析し、事業所との協議も行っていきたいと考えています。以上で、陳情第4号についての説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

今ですね、前に陳情者の方からも話を聴いてるところなんですけど、この陳情書はみなさんも持ってらっしゃる。ちょっとすいませんけど、この陳情の事項というところに3点ほど下のほうに、陳情書の下のほうに書いてあるんですけども、これを皆さんが今、読まれてみて、これはどのよう感じていらっしゃるのか、その辺のところをちょっと教えていただけますか。

○市民課長（鮫島真奈美君）

はい、1点ずつごとがよろしいですか。全体的に。実際、この陳情書の内容を拝見させていただきまして、実際ケアをされてる委託事業者の方々が、いろいろ御苦労されたり、不安な点を抱きながらしていただいてこの陳情書をいただいたと思っております。そういった、この陳情事項のほうを受けまして、今後本市のほうでも、またこの委託事業者の方々と、実際そういった御意見をお聴きすれ場を設ける等ですね、今検討しているような状況ではございます。実際、この困っていらっしゃると思いますので、この制度がですね、利用者の方もあと事業者の方も、使いやすく、利用しやすくなるような形でですね、そういった御意見を今まで年1回とかでちょっと少ない形で、その都度御意見をお伺いしたりしてるんですけど、そういった場をまた、今年度は設けたいと考えております。

○委員（川窪幸治君）

この経緯にあってはですね、多分利用者もそうですし、事業者の方たちも皆さん多分、相談がなかったというようなこともありましたので、やはり、そういう場をつくる、私は思うんですけど、全員集まらなくてもいいので、少し話を聴けるときでもいいのでなるべく聴いていただくと、こういう話も事前に執行部のほうにも入るのではないかなと思ったりしますので、その辺のところはまたお願いをしておきます。これはもう、順次こういうような形の協議を進めたり、見直しをする方向に考えていらっしゃるんですか。

○市民課長（鮫島真奈美君）

委託料については、やはり国の補助もありますが市の持ち出し分もありますので、こちらだけで決定できていくところではないんですが、いろいろ御意見を聴く中でですね、確かに日帰り型とか、

ちょっとここ数年の間に霧島市もちょっと低い状況になっておりますので、また、御意見等を聴きながらですね、いろいろ調整等していければなと思っております。

○委員（竹下智行君）

協議がちょっと足りなかったという、執行部のほうからも反省がありましたけれども、県内自治体を参考にいろいろ設定されたということでしたけれども、再協議する場がやはり必要だと思うんですが、その場合、霧島市と同程度の規模の自治体の、うまくいっているところがあれば、そういったものを参考に、行政のほうで調べていただいて、協議の前にですね。それをまた協議の場で、また一つの検討の資料として出していただくということは、調査していただくということは可能でしょうか。

○市民課長（鮫島真奈美君）

こちらのほうでも今回、19市ののを、今年度アウトリーチ型を始めるに当たっていろいろ調査等も行っているんですが、ほかの市、19市とかの分をこちらでは調査をするんですが、それをまたその事業所の方にとかお示しすることは、やはりその市町村のいろんな御事情もあられますので、ちょっと調査は引き続きしたいと思っておりますが、うまくいっているところ、委託料に関する部分についてはなかなかお示ししづらい部分があるのかなと考えております。

○委員（竹下智行君）

鹿児島県内だけじゃなくて、県外の自治体ですね。そこをちょっと調べていただいてという、そこをお願いしたいところです。

○委員（阿多己清君）

本日いただいた資料の中で、5ページなんかを見ると、産後ケアの実施の有無は各19市、全てに丸が入っているんですけども、私がちょっとこの前聴いたところでは、3市ほどってちょっと聴いたところがあるんですけども、施設を持っているところは3市なのか。これ全て全市やっているとすけ。ここを確認できませんか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

産後ケア事業としましては、19市全て実施されている状況です。

○委員（阿多己清君）

先般、宮路代議士とちょっとお話をする機会があったときに、宮路代議士は何かそういう子育て支援の部分ですごく、今、一生懸命頑張っておられるというお話を聴きました。それで、国の基準も、子育ての関係のいろいろ基準がありますけれども、この産後ケアも宮路先生の話では3市って言われたもんですから、てっきり、鹿児島と霧島と始良かなという思いで聴いておりました。そういう国の基準も、ここ一、二年で見直しをするというお話を聴きましたけれども、そういう方向なのか。当局は把握されてるんですか。

○市民課長（鮫島真奈美君）

県内においては、この産後ケア事業を助産所等でしてるところもあれば、病院等でされてたりとか、そういった形で施設のあるないとかそういったところは感じられるんですが、あと国のほうにおきましては、産後ケアにつきまして、ガイドライン等の見直し等を検討されているというようなそういった通知等もいただいておりますので、その辺も研究しながら進めてまいりたいと思います。

○委員（阿多己清君）

先ほど、事業をされていらっしゃる陳情人の方からお話を聴きましたけれども、やはり、市の委託料で運営をされているということなんですけれども、かなり厳しい状況をもう切々と訴えておられましたので、やはり事業としてのサービスでやっているとあるのかもしれないけれども、しっかりこういう事業側も生活がかかっていることもありますので、しっかり健全な運営ができる体制の基準というのを、ぜひ設定をしてほしいと、見直しをしてほしいと思っておりますので、そういう気持ちでよろしく願いいたします。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長の口述の中で、1番最初の部分で、産後ケア事業のガイドラインということで位置づけをしていますということなんですけど、この法律ができたのが令和元年の12月ぐらいにできているわけですね。その中で、これはもうあくまでも産後ケア事業の実施の努力義務を規定するというで、言いかえれば、市町村の裁量でもあるわけですし、法制化は一応されたけど、市町村の判断に委ねるよぐらいの位置付けなんです。そこから見たときに、今回の本市が定めております産後ケア事業の要綱がございますよね。これが今年の6月20日に更新をされているわけなんですけど、この宿泊型で、市民税課税世帯で宿泊で7,000円、日帰り型で3,500円、訪問型アウトリーチで1,500円、市民税非課税で、同じく宿泊型で3,500円、日帰り型で1,750円、訪問型アウトリーチで500円と。あと生活保護世帯については0円ということになって無料になってるんですけど、この導き出されたこの数値は、どこを根拠にこういう数値になったのかお示しいただけますか。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時39分」

「再開 午後 2時40分」

はい、再開します。

○市民課長（鮫島真奈美君）

当初、平成29年10月の当初ですね、一般の自己負担割合が3.5割で委託料が6.5割ということで、スタートしております。それで近隣の市町村の料金設定等を参考に定めていたところではございます。そして非課税世帯、生活保護世帯にはそういった配慮をというような形での金額設定でございます。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのはですね、今おっしゃるように、大体の金額というのは、先ほどの資料でも、これは適用されないということで、助産師業務料金参考表というのがあるらしくて、資料でいただいたんですね。これで見ると、大体その産後ケア料金の宿泊型が、大体1日3万円ぐらいかかるであろうと。2日間やると、1泊2日ですので6万円ぐらいでしょうと。通所型が大体1万8,000円ぐらいになるだろう。アウトリーチ型、いわゆる訪問型で4,000円以上ぐらいはかかるであろうということと説明をいただきました、先ほど。そうしますと、当然、その委託を委託ではないですけど、各それぞれ事業所さんが、自分たちで努力をしながら、何とか経営をうまく回るように、様々な努力をされていらっしゃるんですけど、その中でお聴きをしたいのは、先ほど部長の口述の中で、今後、委託時間の運用について、委託業者と協議していきたいと。ということは、逆に言えば、今ある例えばこの助産師のアルカヤさんとか、詩音助産院さんとか、ユズリハさんとか、隼人のあお助産院さんとか、ほかにも大きいとこちっちゃいとこあるんですけど、こういうところとの委託をして、それが前提で協議をしていきますという理解でよろしいんですか。

○市民課長（鮫島真奈美君）

現在、霧島市が委託してところが市内が4か所、市外が5か所で、やはりそういう設備が整っていたりそういう助産師さんとか体制が整っていたりとか、市が委託しているところをお願いしているところでもありますので、そういったところをお願いをしながらですね、お願いは引き続きしまして、今現在の料金があるわけでございますけど、そこら辺のところ、旅費の部分とかですね、今年度始まりましてそのちょっと運用上、今、移動時間も含むというような形で御案内をしているような形ですね、そういった課題も出てきておりますので、その辺りも含めて、実際のサービスのほうは、ある程度十分な時間を確保することが望ましいとかそういったこともございますので、また、その辺の課題等についても御意見を伺いながらですね、御意見お聴きして調整をしていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

逆に言えばですね、例えば先ほどのお話をお聴きをした陳情者の方は、牧園で今されてるわけで

すね。実際、こういう施設があります。利用をしたいという人が初めて連絡をとり、行くなり、アウトリーチ型で訪問型でやるなり、例えばこれが国分準人でやるのとはまたわけが違うわけですよ。そうすると、確かに委託料としては、先ほどおっしゃるような一つのラインがあって、それは守らなきゃならないと思います。でも今度は交通費となると、また別途料金になっていくわけですね。今度は訪問のケアになると、移動時間を引かなきゃいかんですから、2時間できるところが1時間しかできないとなると、当然そこで差が出てきますので、そういうところの改善というのも含めた協議という理解でよろしいんですか。

○市民課長（鮫島真奈美君）

実際、旅費というのが国のガイドライン等にも示されてなくて、そこも含まれてるような形での形になっておりますので、今現在、本市は平均からすると高めには設定はしてございますが、そういったところを実際の運用上でカバーし切るのか、そういったところもですね、今後協議の中で、一緒に検討していきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点はですね、今、私が申したのは、個人業者っていう言い方はちょっと語弊があるんですけど、助産師、助産院で個人で経営されている方がいらっしゃいますね。一つは今度は医療法人で経営されているところもあるわけですよ。そうすると、逆に言えば、経費の使い方だったり、今度は人員の配置の在り方だったり、全く、中の内容は違ってくるわけですね。同じ産後ケアと言っても、そういうところも加味した協議をしないと、ただ画一的にやってしまうと、はいこれだけやりました。はいこれで我慢をしてくださいとは言わないでしょうけど、これですぐらいになってしまおうとですね。やはり今度は経営を圧迫する可能性も十分出てくるんですね。格差が大きいところ小さいところの違いがあるわけですよ。そういうところも加味されていくということですよ。

○市民課長（鮫島真奈美君）

病院、病院等とまた助産院とか助産施設っていうか助産所等という形で、本市の場合はございますけど、一応その病院につきましてもどちらかといいますと助産所のほうのほうでされておりますので、病院だと診療費、日当、助産院からすればちょっと委託料が低めというところもございます。で、そちらの病院でありますけど、そちらの事業所という形での同じ位置付けにはなる形なんですけど、実際その形態性とか実際雇用、助産師さんをお一人でされてる、そういうところとか、あと、状況が違いますので、体制とか、それぞれのところでもありますので、その加味ができるかというところはちょっと難しいところがあるかと思っておりますけど、一応この本市にある四つの事業所については、同じ助産所等というところの料金設定だというふうには考えておりますので、あちらで霧島市内であちらで受ければ、幾らでとかいう形にはならないような形でですね、調整を今後もしていくつもりであります。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、今日いただいた資料なんですけど、今度の6月にできましたということで配布をしていただきました。本来であれば、行政がこういうのを紹介すべきだと思うんですね。自分の思うところ。実際のところ、六つの事業所で出し合いながら6,000部をつくりましたと。だからこういうのは、ある意味、角度を変えていけば、産後ケアに対する努力なので、長い目で見ればですね、子育て支援にもつながっていくだろうし、人口増加対策にも、長い目で見れば貢献されていると私は思っています。なので、こういうのは、本来であれば行政が率先して意見を聴いて、そして作成をし、そして例えば今日も出ましたけど、ぐんぐんの木の冊子に紹介が、先ほどネットで見させていただきましてけれど、もっと積極的な支援というのがあってもしかるべきではないのかなと思うんですが、そういうことも検討すべきではないでしょうかね。

○市民課長（鮫島真奈美君）

今、そのパンフレット、私どももつくられたという形でいただきました。本当に御努力の中でつ

くっていただいて、ありがたいことだと思っています。そして、そちらについては、実際携わっている方々の細かな部分まで書いてあるかと思えます。本市におきましては、また産後ケア事業の御案内ということでちょっとA4判で実際、母子手帳交付時でありますとか、実際、お生まれになったときにですね、出産おめでどうリーフレットという形でそういったものも作っておりますので、様々な形で利用者の方の目にとまる形で御案内ができればいいのかなと考えております。

○副委員長（山口仁美君）

事業者の方々から出た陳情ではあるんですけども、私自身は、これお母さん方の目線から見ると、どうしても令和元年度からの利用実績、先日出していただきましたけれども、令和元年度は宿泊型においては184件中178件、96.7%が市内の宿泊施設で見えていただいております。令和2年度が79件中45件、56.9%を霧島市内の事業者さんのほうで見えていただいております。令和3年度は132件中84件、63%を見てもらっております。これが令和4年度になると、45件中0件という形で、お母さんたちから見ると、霧島市内に施設はあるのに利用ができない。この期間コロナもあって実家に帰ることができなかつた人たちもいるにもかかわらず、利用ができなかつた状況が非常に悲しいことだったなと思えます。他市においては、施設そのものはないので、利用ができないというところはもちろんあるんですけども、本市においては、施設があるのに、利用ができない。制度があるのに市外に行かないといけないというこの状態は、早急に改善すべきだと私は思うんですけども、どのような見解をお持ちでしょうか。

○市民課長（鮫島真奈美君）

実際、令和3年度の途中から休診になっておりまして、本市のお母様方もですね、あと、本市として、とても残念である。もっとその前にいろいろなことができなかつたのかなというところはありますけど、今、今年度からちょっとアウトリーチ、訪問型というのを始めまして、そちらの利用状況も増えてるようなところであります。どちらも、宿泊型、デイサービス型、訪問型ですね、一応利用される方々の状況に応じて、どの形でも使えるような形が一番望ましいことだと思っておりますので、継続ができるようにですね、引き続き協議の場を設けて一緒に課題について、解決していければいいなと考えております。

○副委員長（山口仁美君）

先ほどから繰り返し何度か出てくるんですけども、やはり同じ県内であっても、市域の広さであったり、産後ケア施設ないし産婦人科があつたりなかつたり、そういったので状況がかなり違う中で、他市を参考に、県内の19市を参考にといったところがどこまで実効性があるのかなというのは、ここまでの経緯を見ると、なかなか厳しい部分があるのかなというふうに捉えているところです。とはいえ、例えば一事業者さんのために委託事業を行っているわけではないとはいえ、お母様方の産後の過ごし方に非常に大きく影響する部分なので、多少参考にしつつも本市なりの事情等はきちんと見て分析すべきではないかなと思っておりますので、そこは今後の協議の中でもしっかり酌み取っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○市民課長（鮫島真奈美君）

今回このような形で陳情書もいただきまして、こういった考える場を、実際本当に今困ってらっしゃるといことをこちらのほうも、こちらのほうとしては平均より、実際そのお声を聴かなければ、平均より高かつたりしてるところもありまして、実際今回、アウトリーチも始めたりとかというところもありまして、こちらのほうとしては、実際実績もあつたりしてですね、本当にこのお声をいただいて初めてとても困っていらっしゃるとい、実情もお聴きしましたので、そういったことも含めて、御意見を聴きながら進めてまいりたいと思います。

○委員（野村和人君）

先ほど陳情者のほうから、実際の運営に当たって諸経費のほうをお示しいただきました。こちらのほうでは、施設維持費を20日間という形で計算をされてるんですけども、実際上は、今現在は10日ぐらいしか使ってないと。産後ケアに対して。ですからこの根底の数字もちょっと違ってきて

るのかなというふうにも思ってます。先般の所管事務調査の時にも、お話しさせてもらったけど、この事業についての周知をどういう形でしていくか。先ほど、母子手帳なんかの話も、配布時の話もあったと思うんですけども、この、今、令和4年度である954人でしたかね、の方々に、本当にうまく伝わってるのか。また、事業自体は市内在住者っていうことで設定されてるのかもしれませんが、里帰りの出産の方々もおられるのかなと思ったりもするんですけども、その周知の方法について改めて教えていただきたい。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

先ほど鮫島課長のほうからもありましたように、周知につきましては、母子健康手帳の交付時に、交付と同時にチラシをお配りをしたりとか、あと、例えば、産後の地域のそれぞれ保健師のほうを担当地区を持っていて、産後、育児疲れが見えるような方々に対して、こういう産後ケアのサービス事業もありますよと、こういうところでやってますよ、料金等は幾らですよというようなお声かけ、そういうものを実際に保健師のほうからもしている状況でございます。

○委員（野村和人君）

あと先般の所管事務のときに、アプリについて運営されてるということで、アプリでプッシュ型で通知等ができるというようなお話もあったと思うんですけども、実際そういったことをやってらっしゃるのか教えてください。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

先日の調査のときに、母子、この母子モというアプリのほう御紹介をちょっとさせていただいています。試行的にということで、今950人ぐらいの体験者といえましょうか、登録をさせていただいているところではございますけれども、これが本格的に今年度、入札等が終わって、今から実際に始まっていくこととなります。そちらのほうにもどのようなサービスがあるとか、いろんなこの産後ケアだけではなくて、育児相談ですとか、親子教室ですとか、あと、健診ですとか、このようなものがありますよというような、このアプリを使ってですね、この子育て支援のこの母子保健という部分について、周知をできるのかなというふうに、こちらのほうも期待をしているというか、そういうふうにならないといけないなというふうに思っております。

○委員（野村和人君）

ということは、今現在ではできていない、今後していくということですね。できるだけ早めにお願いいたしております。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。それではないようですので、以上で、陳情第4号についての、執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時01分」

「再開 午後 3時09分」

△ 議案第37号 霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。まず、議案第37号霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので議案処理に入ります。議案第37号について討論に入ります。討論はありませんか。原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第 37 号、霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、反対の立場から討論を行います。本議案はこれまでの運賃を本年 10 月 2 日から中学生以上で 150 円を 200 円に、小学生、障がい者・介護人付添い人 1 人まで運賃が 80 円であったものを 100 円に改定する内容であります。確かに平成 20 年に改正をいたしまして、2008 年でごぎいますが、このときの料金が 210 円を増していたわけですが、今回の改定後の料金との差を見たときに、運賃は安いとは考えます。がしかし、アップ率では、中学生以上で 33.3%、小学生、障がい者などで 25% の値上げとなるわけでありまして、この平成 20 年度当時で見ますとそのことが担保された部分はあるんですけど、今回の値上げは物価高騰とか市民の生活が苦しい中での料金値上げとなるわけでありまして、たかが 50 円されど 50 円。中学生以上は 50 円の値上げでありますけれども、小学生、障がい者、介護付添い人 1 人までの部分が 20 円。僅か 20 円ですけれども、やはり値上げという点ではですね、地域ではむしろ、地域差があるんであれば、無料にすべきではなかったのかという声も出ているのも実情であります。確かに運送業社の経費等も考慮しなければならないという点ではありますが、これは旧福山町当時の歴史的背景もあることながら、今回のこの議案には賛成ができないということを申し上げておきたいと思っております。

○委員長（久保史睦君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）

私は、議案第 37 号、霧島市乗合事業自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場を明確にして討論に参加いたします。先に行われました全員協議会でもふれあいバスやデマンド交通事業に関する運賃の値上げについても説明があったところであります。それに合わせて、福山地域で運行している自家用有償旅客運送事業の運賃の値上げであります。これまで運行開始後消費税引上げがあったにもかかわらず、運賃は上げずに運行がなされてきました。しかしながらコロナ禍による利用者の減少や、燃料費の高騰などで事業費も増大の傾向にあるとの説明もありました。また、霧島市地域公共交通計画に明記されている持続可能な地域交通を目指すため、市民や交通弱者のためとなる運行事業であります。執行部の説明もありましたが、アンケートをとった上で利用者への説明もなされており、持続可能な地域交通の確保をするためには必要な条例改正だと思っております。以上のことから、議案第 37 号については可決すべきものであると判断し、私の討論を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[[なし]] という声あり

それでは以上で討論を終わります。採決します。議案第 37 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者 4 名、賛成多数と認めます。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 45 号 財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）

○委員長（久保史睦君）

次に、議案第 45 号財産の取得について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[[なし]] という声あり

ないようですので議案処理に入ります。議案第 45 号について討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし]] という声あり

討論なしと認めます。採決します。議案第 45 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第46号 財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）

○委員長（久保史睦君）

次に議案第 46 号財産の取得について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第 46 号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 46 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（久保史睦君）

次に、陳情第 3 号義務教育費国庫負担制度負担率の堅持を図るための 2024 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります前にこの審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

〔「採決する」と言う声あり〕

それでは、採決することに決定しました。これより、陳情第 3 号について討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

〔「なし」と言う声あり〕

原案に反対の方、いらっしゃらないです。それでは原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

陳情第 3 号、義務教育費国庫負担制度負担率の堅持を図るための 2024 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、賛成の立場から討論に参加をいたします。本陳情書は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担の負担割合を堅持することを求める内容であります。この義務教育国庫負担制度というのは教育の機会均等とその水準を確保するための基盤づくりに、国の重要な責務と考えます。この削減をされてきました背景というのが 1985 年、昭和 60 年ですが、国の財政を理由にした対象項目の一般財源化、2006 年、平成 18 年の三位一体の改革によりまして、これまでの国庫負担率を 2 分の 1 だったものを 3 分の 1 へ負担割合の削減がされ、現在でも続いている状況であります。今回出されております陳情書は、義務教育国庫負担の堅持の堅持を求めるもので、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためにも本陳情書は採択すべきであるということを申し述べて、私の賛成の討論といたします。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。これより採決します。陳情第3号については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第3号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。ただいま採択すべきと決まりました陳情第3号については、会議規則第14条第2項の規定により、7月6日の本会議において文教厚生常任委員長名で意見書の提出に関する議案を提出することになります。裏面の意見書案の内容についてはいかがでしょうか。修正すべき箇所など御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。裏面の意見書の内容について、このままのほう方向で提出ということとさせていただきますと思います。字句の調整については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

提出先については、意見書案では、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっていますが、このとおりでよろしいでしょうか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時24分」

「再開 午後 3時26分」

○委員長（久保史睦君）

それでは再開をいたします。ではそのようにいたします。本会議での趣旨説明は、委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

△ 陳情第4号 産後ケア事業の適正化を求める陳情書

○委員長（久保史睦君）

次に、陳情第4号、産後ケア事業の適正化を求める陳情書について自由討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（前川原正人君）

実際、今回の陳情書を受けて、当事者といいますか、本人の事情聴取、意見等もお聴きをしたわけですが、実際本来であれば、検討するというのも大切ですが、喫緊の課題として、何とか行政のほうでその時期を早めてですね、今年度、欲を言えば9月ぐらいまでにはですね、順番としては協議を早急に進めて、そして、産後ケア事業の充実をやはりやっていくべきだろうと。検討というのは、現実、この産後ケア事業というのは今進んでおりますし、来年の3月まで待つ、はいそれからということではなくてですね、早急な対応を委員長報告の中で求めていただきたいというのをお願いをしたいと思います。

○副委員長（山口仁美君）

審査の中でも申し上げましたけれども、実際困っているのは、お産を済まされたお母様方であって、事業者さん方に寄り添うだけではなくて、やはり事業をするからにはきちんと利用ができる状況をどうやってつくっていくかという、その誠意の部分をもう少し、実際見せていただきたいところでもあります。実際、繰り返しになりますけれども、利用日数を見たときに、令和元年度から始まって令和4年度は、市内で宿泊は1件も見てもらうことができなかったという事態を重く受け止めて、改善に努めていただきたいと思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。それでは、以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

〔「採決で」との声あり〕

それでは、採決の意見でいただきましたので、採決することに決定をしました。これより陳情第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第4号については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第4号については、全会一致で採択すべきものと決定をしました。ただいま、陳情第4号が採択すべきと決まりました。今までの所管事務調査等を行ってきた中で、意見書を提出する案などが出ていましたが、委員会としてどのように取り扱えばよいか、御意見をお願いします。

○副委員長（山口仁美君）

実際ですね、委託金額を設定するのが非常に難しかったんだろうというところは、審査の中で明らかになった部分かなと思います。もう一方で、やはり県内19市、比較をしているいろいろな制度設計をなさっているんですけども、それぞれの市町において、状況があまりにももの違い過ぎて、委託金額もちょっと何ていうんでしょうか、表現悪いですけども、いたちごっこいいですか。お互いに下げる競争になってしまったりというような側面もあるというようなこともお伺いしております。ここはやはり医療圏域ごと、保健所の管轄とかですかね、ごとに調整を図っていただいたりとかしないと、なかなかその1市の判断だけでは難しいと感じるところがありましたので、引き続き本委員会のほうで調査をしまして、県ないし国のほうに、明確に改善事項を、意見を出すべきではないかと思います。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時32分」

「再開 午後 3時36分」

それでは再開をいたします。それでは、いただいた御意見を取りまとめまして、国県に意見書を提出する、そういうことも含めて、調査研究を引き続き委員会として続けていくという取扱いということで決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきますと思います。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（久保史睦君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、それではお諮りします。委員長報告について、文言については、委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（久保史睦君）

次に閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それでは調査項目については、文教厚生常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

はい、それではそのようにいたします。以上で閉会中の所管事務調査について終わります。

△ その他

○委員長（久保史睦君）

次に、その他としてですが、委員の皆様方から何かございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時39分」

「再 開 午後 3時39分」

それでは再開をいたします。ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 3時39分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長 **久保 史睦**